

奈半利町地域防災計画

(一般災害対策編)

平成22年7月
(平成29年6月改定)

奈半利町防災会議

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 被害を最小化するために重点を置くべき事項	2
第4節 奈半利町の特性	3
1 自然的条件	3
2 社会的条件	4
第5節 災害の特徴	8
1 風水害	8
2 地震及び津波災害	8
3 高潮	9
4 災害に対する危険性	9
第6節 計画の修正及び周知徹底	10
第7節 防災組織の整備	10
1 奈半利町防災会議	10
2 防災関係機関の防災に関する組織の整備	10
3 防災関係機関相互の連携	10
4 防災体制の確立	10
第8節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	11
1 防災関係機関の責務	11
2 処理すべき事務及び業務の大綱	12
第9節 住民、事業者の責務	19
1 住民の責務	19
2 事業者の責務	19
第2章 災害予防対策	20
第1節 災害に強いまちづくり	20
1 防災まちづくり	20
2 建築物等災害予防対策	20
3 山地災害・農地災害を予防する施設整備	20
4 風水害を予防する施設整備	21
5 風水害予防対策	21
6 ライフライン等の対策	23
7 火災予防対策	23
8 危険物等災害予防対策	23
第2節 地域防災力の育成	24

1	防災知識の日常化	24
2	実践的な防災訓練の実施	25
3	自主的な防災活動への支援	25
4	事業者による自主防災体制の整備	27
5	要配慮者対策	27
6	消防団を中心とした地域の防災体制	30
7	自発的な支援への環境整備	31
第3節	人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策	33
1	防災施設の限界と避難開始の時期	33
2	危険性の通知	33
3	避難を可能にするサインの整備	33
4	自主的な避難	33
5	避難体制の整備	33
第4節	災害に備える体制の確立	35
1	初動体制	35
2	活動体制	35
3	災害対策本部	35
4	災害通信整備計画	40
5	防災担当者の人材育成	41
6	実践的な防災訓練の実施	41
7	防災関係機関相互の連携体制	42
第5節	災害応急対策・復旧対策への備え	44
1	消火・救助・救急対策	44
2	災害時医療対策	44
3	緊急輸送活動対策	45
4	緊急物資確保対策	46
5	消毒・保健衛生体制の整備	47
第3章	災害応急対策	48
第1節	災害時応急活動	48
1	活動体制の確立	48
第2節	情報の収集・伝達	49
1	気象警報等の伝達	49
2	異常現象発見時の通報	50
3	勤務時間外における取扱い	51
第3節	災害状況等の調査及び報告	52
1	被害状況の調査と調査実施者	52
2	被害状況の報告	52
第4節	通信連絡	54

1	機能の確認と応急復旧	54
2	通常の状態における通信連絡	54
3	災害時における通信の確保	54
4	通信施設の種別及び設置場所	54
5	防災行政無線の整備	54
第5節	応援要請	55
1	応援要請の種別	55
2	要請の基準	55
3	応援要請の方法	55
4	自衛隊に対する災害派遣要請	55
5	災害関係民間団体等に対する応援要請	55
第6節	広報活動	56
1	災害広報する内容	56
2	庁内広報	56
3	報道機関への協力	56
4	広報資料の作成、収集	57
5	被災者に対する情報伝達	57
第7節	警戒活動	58
1	気象等の観測及び通報	58
2	水防活動	58
3	土砂災害警戒活動	58
4	高潮・高波警戒活動	58
5	住民の避難が必要な場合の通報	59
第8節	避難活動等	60
1	避難勧告・指示の実施責任者	60
2	避難勧告・指示	60
3	指定避難所の開設・運営	62
第9節	災害拡大防止活動	68
1	消防活動	68
2	人命救助活動	68
3	被災建築に対する応急危険度判定	68
4	被災宅地の応急危険度判定	68
第10節	緊急輸送活動	69
1	実施内容	69
2	輸送方法	69
第11節	交通確保対策	70
1	交通規制等	70
2	道路、橋梁の危険箇所の把握	70
3	応急措置	70

第12節 障害物除去	71
1 障害物除去の対象	71
2 実施機関	71
第13節 飲料水、食料、生活関連物資の供給	72
1 飲料水の供給	72
2 食料の供給	72
3 生活関連物資の供給	72
第14節 医療救護対策	74
1 医療救護の対象者	74
2 医療救護施設の設置	74
3 救護体制の状況報告	76
4 傷病者の搬送体制	76
5 応援の要請について	77
6 災害医療体制	77
第15節 消毒、保健衛生対策	78
1 衛生活動	78
2 保健活動	78
第16節 災害廃棄物処理	79
1 し尿の処理	79
2 生活系ごみ（生活ごみ及び粗大ごみ）の処理	79
3 倒壊家屋等からのがれきの処理	79
4 応援要請	79
5 報告	79
第17節 遺体の検案等	80
1 遺体の捜索	80
2 遺体の検案	80
3 遺体の埋葬	80
第18節 犬、猫、特定動物等の保護及び管理	81
1 町の活動	81
2 民間団体の活動	81
第19節 建築物・住宅応急対策	82
1 応急仮設住宅の設置	82
2 住宅の応急修理	82
3 資材等の確保	82
4 応急仮設住宅の運営管理	82
5 公営住宅等への入居あっせん	82
6 野外施設の設置	82
7 広域的な避難	82
第20節 ライフライン等施設の応急対策	83

1 簡易水道施設	83
2 電力施設	83
3 ガス（プロパン）施設	83
4 通信施設	84
第2 1 節 教育対策	85
1 応急復旧措置	85
2 教材・学用品等の調達及び配分方法	85
3 学校安全対策	85
第2 2 節 文化財保護対策	87
第2 3 節 労務の供給	87
1 民間協力体制	87
2 職員の派遣要請	87
第2 4 節 要配慮者への配慮	88
1 安否の確認と救出	88
2 避難所における対策	88
3 相談事業の充実	88
第2 5 節 災害応急金融対策	88
1 実施機関	88
2 実施内容	88
第2 6 節 災害応急融資	89
1 農林漁業災害資金	89
2 中小企業復興資金	89
3 災害復興住宅建設資金	89
4 被災医療機関等に対する災害復旧資金	89
5 母子・寡婦福祉資金	89
第2 7 節 二次災害の防止	89
1 水害・土砂災害対策	89
2 高潮・波浪等の対策	89
3 爆発等及び有害物質による二次災害対策	89
第2 8 節 自発的支援の受け入れ	90
1 ボランティアの受け入れ	90
2 義援金品の受付及び配分	90
第2 9 節 自衛隊への派遣要請	91
1 災害派遣要請者	91
2 災害派遣命令者	91
3 災害派遣要請ができる範囲	91
4 災害派遣要請の手続き	92
5 派遣部隊の受入体制	92
6 派遣部隊の業務及び撤収等	92

第30節 災害救助法の適用	93
1 適用基準	93
2 災害救助法の適用手続き	93
3 救助の種類（災害救助法第23条）	93
4 被災状況認定基準	94
第4章 災害復旧・復興対策	95
第1節 復旧・復興の基本方向の決定	95
1 基本方向	95
2 計画的復旧・復興	95
3 財産措置等	95
第2節 迅速な原状復旧の進め方	95
1 被災施設の復旧等	95
2 災害廃棄物の処理	95
第3節 公共施設災害復旧計画	96
1 災害復旧事業の種類	96
第4節 災害復旧に伴う財政援助及び助成計画	96
1 激甚災害に係る財政援助措置	96
第5節 災害復旧に対する融資、資金計画	97
1 災害復旧に対する融資	97
2 被災者の生活の確保	97
3 国税等の徴収猶予及び減免の措置	97
第6節 復興計画	98
1 復興計画の進め方	98
2 被災者等の生活再建等の支援	99
第5章 その他大規模事故等対策	101
第1節 大規模な火事災害対策	101
1 火事災害の予防	101
2 火事災害の応急対策	102
第2節 林野火災対策	103
1 林野火災予防対策	103
2 林野火災応急対策	103
第3節 重大事故発生時の対策	104
1 重大事故発生時の町及び関係機関の措置	104
2 災害対策本部の設置	105
第4節 道路災害対策	106
1 道路災害予防対策	106
2 道路災害応急対策	106

第5節 海上災害（人身事故）対策	106
1 海上災害予防対策	106
2 海上災害応急対策	106
第6節 海上における排出油等防除対策	107
1 予防対策	107
2 応急対策	107
第7節 陸上における排出油等防除対策	108
1 予防対策	108
2 応急対策	108
第8節 危険物等災害対策	109
1 危険物災害予防対策・応急対策	109
2 住民の安全確保のための体制整備	110
第9節 その他の事故災害対策	111
1 健康危機	111
2 その他の原因による事故災害	111

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的

奈半利町地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、奈半利町（以下「本町」「町」という。）に係る防災に関し、町の処理すべき事務を中心として、防災関係機関を含めた総合的な計画として定め、住民の生命、身体及び財産を災害から守り、災害の拡大防止や被害の軽減に努めるなど、防災に対する万全を期し、住民の生活の安全を確保することを目的とする。

第 2 節 計画の構成

奈半利町地域防災計画（以下「本計画」という。）は「一般災害対策編」、「地震及び津波災害対策編」で構成する。

「一般災害対策編」は、本町での各種災害に対処するために、基本的かつ総合的な計画として、「総則」、「災害予防対策」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興対策」、「その他大規模事故等対策」から構成している。

本計画は、「高知県地域防災計画」との整合性及び関連性を有し、本町における防災活動の指針を示すものである。

第3節 被害を最小化するために重点を置くべき事項

本町における想定される災害を念頭に、被害を最小化するために重点を置くべき事項は以下のとおりである。

- ① 本町は災害が発生しやすい自然条件下にあり、これまで耐災環境の整備に資源の投入を図ってきたが、災害の発生を完全に防ぐことは不可能である。このため、本町においては、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、とりわけ人命を守るための対策を最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、防災関係機関、事業者、住民が一体となって、さまざまな対策を組み合わせた防災対策を推進する。
- ② 地域における生活者の多様な視点に配慮した防災対策を進めるため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。
- ③ 自らの命、安全・財産を自ら守る「自助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」、公的機関が援助等を行う「公助」の理念に基づいた災害に強い地域社会づくりを進める。

〔注記〕本計画における用語について

住民・・・・・・・・町域に住所を有する者をいう。

住民等・・・・・・・・上記に加え、他の市町村から町域に通学、通勤する者及び災害時に県の地域に滞在する者等も含める。

要配慮者・・・・・・・・高齢者、障害者、乳幼児、外国人その他の特に災害時に配慮を要する方をいう。

避難行動要支援者・・要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方をいう。

防災関係機関・・・・・・・・国、県、町、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。

関係機関・・・・・・・・防災関係機関以外でその分野における防災に関する機関をいう。

県・・・・・・・・県の部局及び出先機関、教育委員会等をいう。

警察・・・・・・・・警察法で定められた組織で、警察本部、警察署をいう。

町・・・・・・・・町の部署をいう。

消防機関・・・・・・・・消防本部、消防局、消防署、消防団をいう。

自衛隊・・・・・・・・陸上、海及び航空自衛隊をいう。

ライフライン・・・・・・・・電力、ガス、上下水道、工業用水道及び通信の事業をいう。

指定緊急避難場所（一時避難場所）・・・・・・・・津波や地震などの災害から一時的に避難する場所で、津波から一時的に避難するための高台や津波避難ビル等、町があらかじめ指定した場所や施設をいう。

指定避難所（収容避難施設）・・・・・・・・災害時に自宅が全壊した場合や、水や電気等が使用できない場合に、一定期間生活する施設で、町が指定した施設をいう。

第4節 奈半利町の特性

1 自然的条件

(1) 位置及び面積

本町は、高知市から約60kmの東部にあり、北緯33度25分、東経134度1分に位置する。奈半利川河口から羽根岬に至る海岸部は東西約8.9kmあり、黒潮おどる太平洋に面している。海岸部から野根山連山に至る山岳部は南北約7.9kmあり、ほとんどが雑木林となっている。その麓にひらけた平野には田園と住宅があり、本町の中心となっている。北は北川村に隣接し、西は奈半利川を隔てて田野町と接し、東は室戸市に隣接している。

面積は28.32平方kmであり、そのうちの75%は森林が占めている。

(2) 地形

本町の地形は、おおまかにいって、東北部の山地、台地、西部の低地に分かれる。

野根山山系の尾根筋が西向きにのび、土佐湾に向かって標高を下げてきて、海に臨んでいるという山地が本町の主軸となっている。山地の末端部は、古代の海の侵食作用によって造り出された海岸段丘が東北方向に並んでいる。

最高標高地点は、北東端の須川山山頂の876mであり、そこから西側の三ツ日山は452mと下がり、麓周辺の台地は100m前後となっているのが地形の特徴となっている。

低地は、標高10m未満の平坦地が大半であり、海岸沿いの集落には10mの堤防が連なり、その海側にはふるさと海岸が整備され、防災上多大な役割を果たしている。

本町の水系は、山地の須川川水系と長谷川水系ほかに分かれ、平野部の水系は奈半利川本流に支配される。過去においては、幾多の災害をもたらしてきた長谷川水系の下流域は、河川改修が進み洪水の心配がなくなっている。また、奈半利川は上流のダムや河岸の堤防によって管理されている。

(3) 地質

本町の基盤岩類は室戸半島層群に含まれ、砂岩勝ちの砂岩泥岩互層であり、今から約4千万年前に出来たものといわれている。その上層部にある円礫層や泥層は今から1千万年前後に堆積した地層で、唐ノ浜層といわれている。

さらに上層部にある砂礫層は今から数十万年前に出来た段丘礫層といわれ、標高170mから70mの地帯にみられる。

奈半利川下流の平坦低地、国道55号沿いの海岸低地、須川川などの河川沿い低地を被う土砂礫は、今から約1万年前あたりから現在に至るまでの間に堆積した沖積層である。

(4) 気候

本町は、北東に野根山系の山岳があり、南には暖流のおどる太平洋に面しているため、高温多湿であり、年間平均気温は17.0℃、最高気温は31.2℃、最低気温は1.6℃となっている。

高知県（以下「本県」「県」という。）の特異性で雨量は多く、年間降雨量は2,152ミリを記録している。また、8月中旬から9月下旬にかけて、台風がたびたび通過する。1月上旬から2月下旬にかけては、たまに降雪を見ることがあるが、積雪はほとんどない。

2 社会的条件

(1) 人口

本町は大正5年5月1日に町制を布き、奈半利村から奈半利町となった。本町の人口は下表のとおり昭和22年の7,347人をピークに減少し始め、平成22年には3,542人となっており、なお減少の兆しがある。昭和35年の資料しかないが本町の世帯数は、昭和35年の1.742世帯が50年後の平成22年には1,480世帯となっている。1世帯あたりの人員は、3.97人から2.26人と減少している。

国勢調査人口の推移

区 分	総 数	男	女
大正 9	4,848	2,353	2,495
14	4,810	2,341	2,469
昭和 5	5,170	2,565	2,605
10	5,314	2,675	2,639
15	4,975	2,367	2,608
22	7,347	3,500	3,847
25	7,293	3,514	3,779
30	7,187	3,369	3,818
35	6,914	3,292	3,622
40	6,223	2,910	3,313
45	5,084	2,378	2,706
50	5,008	2,339	2,669
55	4,874	2,274	2,600
60	4,870	2,291	2,579
平成 2	4,527	2,113	2,414
7	4,291	1,995	2,336
12	4,027	1,832	2,195
17	3,727	1,679	2,048
22	3,542	1,588	1,954

世帯の推移

区分	世 帯	1世帯人員
昭和 35	1,742	3.97
40	1,716	3.63
45	1,618	3.14
50	1,652	3.03
55	1,639	2.97
60	1,698	2.87
平成 2	1,633	2.77
7	1,622	2.65
12	1,593	2.42
17	1,524	2.34
22	1,480	2.26

65 歳以上の人口は、昭和 35 年の 495 人（比率 7.2%）が増加を続け、平成 22 年の 1,355 人（比率 38.3%）となっている。

15 才から 64 才までの労働力人口は 2,251 人（比率 55.9%）であり、山間部の人口は 253 人（比率 6.2%）にすぎない。また、災害が発生した時には、高齢者や障害者などの弱者の救出が最優先されるので、消防団員や民生委員は地域ごとの名前入りの住居地図を持って、日頃から声をかけるなどして確認しておく必要がある。

集落別及び年齢別人口（平成 22 年国勢調査）

落名	0～14 才	15～29 才	30～49 才	50～64 才	65 才以上	総 数
草 瀬	5	12	15	26	42	100
中 里	3	7	12	24	88	134
百 石	4	6	14	38	41	103
樋ノ口	31	32	53	51	70	237
上長田	5	8	14	27	59	113
下長田	18	10	37	39	62	166
東町	13	3	12	29	26	83
平松	44	30	72	71	70	288
横町	48	62	99	119	173	501
立町	19	21	39	41	71	191
弓場	5	5	14	10	20	54
東浜	49	63	94	134	15	501
生木	36	23	38	31	23	151
宮之岡	0	0	0	0	100	100
法恩寺	28	18	34	42	85	207
六本松	1	8	16	15	34	74
平	1	2	8	13	28	52
宇川	1	1	5	7	16	30
須川	2	4	3	15	23	47
久礼岩	0	0	2	8	12	22
大原	11	2	16	17	26	72
加領郷	21	18	40	57	99	235
池里	2	0	0	4	5	11
米ヶ岡	0	1	3	3	13	20
港町	4	12	8	17	8	50
総 数	351	348	648	838	1,355	3,542

(2) 建物

平成26年1月1日現在における本町の家屋は、総数で、3,244棟あり、その構造による内訳は、木造家屋が2,803棟となっていて全体の86.4%を占めている。

建物の構造・用途別内訳

木 造	家屋数	非 木 造	家屋数
専 用 住 宅	1,407	住宅・アパート	143
共同住宅・寄宿舍	7		
併 用 住 宅	167		
農 家 住 宅	275		
旅館・料亭・ホテル	6		
事務所・銀行・店舗	61	事務所・店舗等	58
劇場・病院	5	病院・ホテル	10
工 場・倉 庫	81	工場・倉庫等	152
そ の 他	794	そ の 他	78
計	2,803	計	441

(3) 道路

道路は日常生活に最も密着した基盤施設であり、交通機能はもとより、防災や環境保全の空間地として、多様な機能を持っている。

本町における道路は、国道55号（東西6.428km）と国道493号（南北1.958km）のほか、町道は75km（平成26年4月）の延長があり、その舗装率は86.0%となっている。農道は9.5km（平成26年4月）の延長となっている。

本町での最も交通量の多い道路は国道55号であり、平成22年度における1日あたりの通行量は12,714台となっている。

本町の生命線である国道55号が災害により不通の場合は、海上保安庁の船舶及び民間船舶等の運用にて、海路による物資等輸送を確保する。特に奈半利港は高知港の補完港であり、180mの耐震バースが整備され地震時においても300トンの船舶の入港が可能なため、県東部の海路の拠点となる。また、奈半利港の背後地となる整備された奈半利緑地公園が、県消防・防災ヘリコプターの離着陸場に指定されており、被災地への空路にての物資等の輸送が可能である。

(4) 歴史的条件的特徴

本町において過去に多大な被害をもたらした災害は、台風によるもので昭和以降のものは昭和9年（1934）9月21日に奈半利町を直撃した「室戸台風」がある。中心気圧912ミリバールと世界に例を見ない台風で、全国的に被害が大きく、死者2,866人、負傷者15,361人、建物被害47,564戸、船舶被害27,594艘の災害となっている。室戸岬測候所の観測によると室戸台風は午前5時ごろ加賀郷付近に上陸し、午前5時10分から20分まで平均風速45mを記録、午前1時ごろにもものすごい大暴風雨となる。本町では、死者6人、家屋の流失100戸余、船の流失73艘であり、農作物は全滅した。

更に昭和36年(1961)9月16日室戸岬西岸に上陸した第二室戸台風も最大級のものであったが、人的被害は比較的になかった。本町での被害は、防波堤が6ヶ所決壊し、負傷者14人、家屋の流出48戸、倒壊56戸であり、災害救助法が適用されている。

昭和51年(1976)9月8日～13日の大雨のときは、同時に台風17号が九州南西海上で停滞し、未曾有の集中豪雨となり長谷川が決壊している。

地震によるものは、白鳳13年(684)、慶長9年(1605)、宝永4年(1707)、嘉永7年(1854)の大地震があるが、最近では、昭和21年(1946)12月21日早朝(4時19分)に起こった南海大地震が、本県では未曾有の大災害となっている。震源地は紀伊半島潮岬の沖合約50Kmの地点で、震動は強震であった。その被害は中部地方から九州までおよび、その中でも本県が最も大きい被害を受けている。本町では、被害は死者4人、負傷者29人、家屋倒壊63戸、半壊42戸、道路堤防の決壊7ヶ所におよんだ。夜が明けてみると家屋はほとんど西方に傾き、八幡宮の鳥居は倒れ、奈半利川河口海岸付近の砂地では、陥没した箇所(陥没孔は大きいもので径1m)から泥水が噴き出していた。県下的には津波被害も多かったが、本町では、津波と火災による被害が無く、不幸中の幸いであった。

第5節 災害の特徴

1 風水害

本町は森林率が77%を占め年間降雨量も多く、台風や局地的大雨を含む豪雨による河川や内水による浸水被害及び土砂災害等の災害の発生が考えられる。

また、近年国内において竜巻等突風による被害も発生しており、本町においても被災の可能性はある。

2 地震及び津波災害

南海トラフ地震は、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいい、この中には南海地震や東南海地震、東海地震等が含まれる。これらの地震は、これまで繰り返し発生しており、それぞれの地震が単独で発生する場合もあれば、複数の地震が同時又は時間差で発生する場合もある。

平成25年5月に、東北地方太平洋沖地震を踏まえて評価手法を見直した上で平成27年1月には南海トラフの地震活動の長期評価が公表されており、それによるとM8～M9クラスの地震の今後30年以内の発生確率は、約70%程度となっている。

（1）発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震及び津波（L2地震・津波）

この地震及び津波は、南海トラフの巨大地震モデル検討会（平成23年8月設置）が公表した現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスのものである。

本町では震度7の地震が予測され、1m津波は地震発生後7分程度で、一部の湾奥を除く全ての海岸線に津波の到達が予測されており、その高さは16m程度と非常に高くなることが予測されている。

（2）発生頻度の高い一定程度の地震及び津波（L1地震・津波）

震度6強の揺れが予測され、地震発生後8分程度で、一部の湾奥を除く全ての海岸線に津波が押し寄せ、その高さは13mに達することが予測されている。

近年で大きな被害を受けた事例としては、昭和21年の南海地震がある（県内：死者・行方不明者679人、負傷者1,836人）。

（3）日向灘を震源とする地震

国の地震調査研究推進本部が公表した、日向灘の地震を想定した強震動評価で、震度5強以上が予測される観測地域は県西部であるが、この地震により発生する津波で、被害が発生する可能性があるとされている。今後30年以内の発生確率は10%程度である。

（4）海外など遠隔地で発生した地震による被害

昭和35年チリ地震津波は、地震の約1日後、津波が日本の各地に押し寄せ、本県においても家屋が倒壊したり、床上、床下浸水が発生した。

また、平成22年チリ中部沿岸の地震による津波でも、日本各地に押し寄せ、本県において

も須崎港で約1.3mの津波を観測した。

平成23年東北地方太平洋沖地震による津波は、地震発生当日に日本の各地に押し寄せ、本県においても須崎港で約2.8mの津波を観測するなどした。

3 高潮

近年、台風の大規模化や海面上昇の懸念が高まり、本町においても高潮被害の経験があることから、高潮による災害の可能性がある。

4 災害に対する危険性

水害に対する問題点と対応としては、奈半利川は堤防の整備がすすみ、上流の平鍋ダムによって流量が安定しているため氾濫する可能性は低いが、南側の山地から平野部に流れ込む溪流によって内水氾濫を起こす可能性があるため、今後排水路の整備などを検討する必要がある。

土砂災害に対する問題点と対応としては、南部の山地で土石流の発生しやすい溪流では、砂防ダム、流路工等の整備を検討する必要がある。

段丘崖では特に豪雨、地震時に急斜面部が崩壊する可能性がある。日常から崩壊につながるような亀裂の有無などの監視が必要である。

地震災害に対する問題点と対応としては、市街地では、住宅・建築物や構造物等の倒壊が予想されるため、住宅・建築物等の耐震化が重要である。また、発災時には安全な広場及び公園等への避難を行わなければならない。

津波に対しては、発生する可能性のある津波が既存の構造物ですべて防ぎきれず、海岸部からの津波の流入や奈半利川を遡上してくることが予想される。「人の命を守る」ためには、迅速な避難が必要であり、指定緊急避難場所、避難経路等のハード整備、及び住民や自主防災組織の防災意識の向上、要配慮者対策等のソフト施策を効果的に実施する必要がある。さらに、海岸付近では地震時には津波情報に十分注意し、海水浴客、釣り人、漁船等についても早めに避難を行う必要がある。

大規模災害においては、長期の避難生活を余儀なくされることが想定されるため、指定避難所の整備、指定避難所運営の確立等の「人の命をつなぐ」施策の推進も必要となる。

海岸線が長い本町においては、海上での流出油災害が発生すると考えられ、また、その他の大規模事故等の発生も考えられる。

本町は、防災・減災対策が効果的に作用すれば、被害状況は大きく改善されることを十分に認識しているため、本計画等をもとに施策を確実に実施することとする。

第6節 計画の修正及び周知徹底

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、奈半利町防災会議が毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。また、本計画は、町職員・関係行政機関及びその他防災に関する主要施設管理者に周知徹底を図るよう措置する。

第7節 防災組織の整備

1 奈半利町防災会議

災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき、奈半利町防災会議を設置し、その所掌事務を次のとおり定める。

- ① 奈半利町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
- ② 町長の諮問に応じて、町域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- ③ 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること
- ④ 町域に係る災害が発生した場合において、災害復旧に関し、町及び防災関係機関の連絡調整を図ること
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

2 防災関係機関の防災に関する組織の整備

町域に係る防災に関係ある機関は、本計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するものとする。

3 防災関係機関相互の連携

防災施策の総合性から、防災に関係ある機関と相互に積極的な連絡、協調を図るものとする。

4 防災体制の確立

防災対策は、防災関係機関の個々又は相互の協力だけではその効果を十分に発揮できるものではなく、特に災害応急対策及び災害復旧の実施に当たっては、協力団体の特徴、性格に応じた協力体制の確立に努めるものとする。

第8節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関の責務

(1) 町の責務

町は、防災活動の基本的役割をなす地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため関係機関等の協力を得て、防災活動を実施する。

また、本計画に、住民及び事業者から防災訓練の実施や避難行動要支援者等の避難支援体制の構築といった自発的な防災活動の計画を地区防災計画の素案として提案を受け、必要があると認める場合は、本計画に、地区防災計画を定める。

(2) 県の責務

県は、法令及び高知県地域防災計画（以下「県計画」という。）の定めるところにより防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

被災により町が応急対策の全部又は大部分を行うことが不可能になった場合は、応急措置の全部又は一部を町に代わって行う。

また、防災に関する広域的な相互支援に関する協定の締結等を進め、市町村域、県域を越えた広域防災支援体制を構築する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定めて防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう指導等を行う。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

業務の公共性又は公益性に照らして、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

農業協同組合、商工会、社会福祉協議会等の公共的団体及び石油等危険物保管施設、指定緊急避難場所として適当な空間を有する施設等の防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施する。

2 処理すべき事務及び業務の大綱

(1) 地方公共団体

機関名	処理すべき事務及び業務
町 (消防含む)	(1) 奈半利町地域防災計画の作成及びこれに基づく対策の実施 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 (4) 自主防災組織の育成、その他住民の自発的な防災活動の促進 (5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (6) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (8) 避難の勧告又は指示及び指定避難場所の開設 (9) 消防、水防その他応急措置 (10) 被災者の救助及び救護活動 (11) 緊急輸送の確保 (12) 食料、医薬品、その他物資の確保 (13) 災害時の保健衛生及び応急教育 (14) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置 (15) 災害復旧・復興の実施
県 (警察含む)	(1) 高知県地域防災計画の作成及びこれに基づく対策の実施 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 (4) 自主防災組織の育成支援、その他住民の自発的な防災活動の促進 (5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (6) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (8) 市町村が実施すべき避難の勧告及び指定避難所の開設の代行 (9) 水防その他応急措置、市町村が実施すべき応急措置の代行 (10) 被災者の救助及び救護活動 (11) 緊急輸送の確保 (12) 食料、医薬品、その他物資の確保 (13) 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保 (14) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 (15) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置 (16) 災害復旧・復興の実施

(2) 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務及び業務
四国管区警察局	(1) 管区内各県警察の災害警察活動に係る相互援助の指導及び調整 (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 (3) 管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡 (4) 警察通信の確保及び統制 (5) 管区内各県警察への気象警報等の伝達
四国財務局 高知財務事務所	(1) 公共土木施設災害復旧事業費査定立会 (2) 農林水産業施設に関する災害復旧事業費査定立会 (3) 災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で次の事項の実施を要請 ①災害関係の融資 ②預貯金の払戻及び中途解約 ③手形交換、休日営業等の配慮 ④保険金の支払の迅速化及び保険料の払込猶予 ⑤その他非常金融措置 (4) 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付け (5) 地方公共団体に対する短期資金の貸付け (6) 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付け
四国厚生支局	(1) 独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整
中国四国農政局	(1) 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護 (2) 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導 (3) 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 (4) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の把握、営農資材の供給及び病虫害防除所及び家畜保健衛生所の災害状況の把握 (5) 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業等の支援 (6) 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく天災資金、農林漁業金融公庫資金等の融資
四国森林管理局	(1) 国有林野の治山、治水事業の実施並びに民有林直轄治山事業の実施 (2) 国有保安林の整備保全 (3) 災害応急対策用木材（国有林）の需給調整
四国経済産業局	(1) 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 (2) 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 (3) 災害時における電気、ガス、石油製品事業にかかる応急対策等
中国四国産業保安監督部四国支部	(1) 災害時における電気、ガス事業にかかる応急対策等 (2) 危険物等の保安の確保 (3) 鉱山における災害の防止 (4) 鉱山における災害時の応急対策

四国運輸局 高知運輸支局	(1) 災害時における自動車による輸送のあつせん (2) 災害時における旅客及び物資の輸送を確保するための船舶等の調達あつせん
大阪航空局高知空港事務所	(1) 災害時における人員、応急物資の空輸に対する利便確保 (2) 航空保安施設等の防災対策としての管理体制の強化
高知海上保安部	(1) 海上災害に関する警報等の伝達及び警戒 (2) 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 (3) 海上における人命救助 (4) 避難者、救援物資等の緊急輸送 (5) 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 (6) 海上における流出油事故に関する防除措置 (7) 船舶交通の制限、禁止及び整理、指導 (8) 危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限、禁止及び荷役の中止 (9) 海上治安の維持 (10) 海上における特異事象の調査
高知地方気象台	(1) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の発表並びに関係機関への伝達 (2) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表 (3) 災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推移及び予想の解説 (4) 防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
四国総合通信局	(1) 各種非常通信訓練の実施及びその指導 (2) 高知県非常通信協議会の育成指導 (3) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用管理 (4) 災害時における電気通信、放送施設等の被害及び措置状況の収集 (5) 災害時における通信機器の供給の確保
高知労働局	(1) 事業場施設及び労働者の被災状況の把握 (2) 二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導 (3) 災害応急、復旧工事等に従事する労働者の安全衛生の確保及び健康管理についての指導 (4) 被災事業場の作業再開時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要な指導 (5) 労働条件の確保に向けた総合相談 (6) 事業場の閉鎖等による賃金未払労働者に対する未払賃金立替払 (7) 被災労働者に対する労災保険給付 (8) 労働保険料の納付に関する特例措置 (9) 雇用保険の失業認定に関すること (10) 被災事業所離職者に対する求職者給付に関すること

四国地方整備局	(1) 直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧 (2) 水防警報指定河川について、水防警報の発表、伝達 (3) 洪水予報指定河川について、洪水予報の発表、伝達 (4) 直轄河川の水質事故対策、通報等 (5) 直轄ダムの放流等通知 (6) 港湾、海岸、空港の建設、改良による災害防止 (7) 港湾、海岸、空港の災害応急対策 (8) 港湾、海岸、空港の災害復旧事業及び流出油の防除 (9) 災害関連情報の伝達及び提供 (10) 災害ポテンシャル情報等に関する普及及び啓発活動 (11) 公共土木施設の応急対策及び復旧、地域の復興等に関する応援及び支援
中国四国防衛局	(1) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整

(3) 自衛隊

(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 (2) 県、市町村が実施する防災訓練への協力 (3) 災害派遣の実施 (被害状況の把握、避難の援助、避難者等の搜索及び救助、水防活動、消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防疫、通信支援、人員及び物資の緊急輸送、炊飯、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去) (4) 防衛省の管理に属する物品の災害救助のための無償貸与及び譲与
--

(4) 指定公共機関

西日本電信電話(株)	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通信の調整及び気象予警報の伝達
(株)NTTコミュニケーションズ 四国	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の確保
日本郵便(株)	(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分 (5) 被災者の救援を目的とする寄付金送金のための郵便振替の料金免除 (6) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い (7) 通信病院の医療救護活動 (8) 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請 (9) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資
日本銀行	(1) 非常金融措置の実施 (2) 金融機関の業務運営の確保

	(3) 非常金融措置の実施
日本赤十字社	(1) 災害時における医療救護活動 (2) 遺体の処理及び助産 (3) 血液製剤の確保及び供給のための措置 (4) 被災地応援救護班の編成、派遣の措置 (5) 被災者に対する救援物資の配布 (6) 義援金の募集受付 (7) 防災ボランティアの登録及び育成 (8) 防災ボランティアの活動調整 (9) 各種ボランティアの調整、派遣
日本放送協会	(1) 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 (2) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報 (3) 生活情報、安否情報の調整、派遣 (4) 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力
四国旅客鉄道 (株)	(1) 鉄道施設等の保全 (2) 救援物資及び避難者の輸送の協力
四国電力(株)	(1) 電力施設保全、保安 (2) 電力の供給
KDDI(株) 高松テクニカルセンター	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害時における通信の疎通確保

(5) 指定地方公共機関

(一社)高知 LPガス協会	(1) ガス施設の保全、保安に関すること。 (2) ガスの供給に関すること。
(株)高知放送 (株)テレビ高知 高知さんさん テレビ(株) (株)エフエム高知	(1) 気象警報等の放送に関すること。 (2) 災害時における広報活動に関すること。 (3) 住民に対する防災知識の普及に関すること。 (4) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。 (5) 生活情報、安否情報の提供に関すること。
土佐くろしお 鉄道(株)	(1) 鉄道施設等の保全 (2) 救助物資及び避難者の輸送の協力
高知東部交通 (株)	(1) 災害時における軌道または旅客自動車による救助物資並びに避難者等の輸送の協力
(一社)高知県 トラック協会	(1) 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力
(一社)高知県 医師会	(1) 災害時における医療救護活動 (2) 大規模災害時には、「高知県災害時医療救護計画」に基づき、各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動

(一社) 高知県建設業協会	(1) 災害時における公共土木施設及び公共施設等に関する応急対策業務への協力
(一社) 高知県消防協会	(1) 防災及び防火思想の普及 (2) 消防団員等の教養、訓練及び育成 (3) 要配慮者等の避難支援への協力
(公社) 高知県看護協会	(1) 災害時における看護活動及び要配慮者等の健康対策 (2) 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動
(公福) 高知県社会福祉協議会	(1) 要配慮者等に関する地域の防災対策への協力 (2) 災害時における福祉施設の人材確保への協力 (3) 災害時におけるボランティア活動 (4) 生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付
(株) 高知新聞社	(1) 住民に対する防災知識の普及 (2) 災害時における広報活動 (3) 災害時における生活情報、安否情報の提供
(一社) 高知県歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療救護活動 (2) 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動
(公社) 高知県薬剤師会	(1) 災害時における薬剤師の派遣 (2) 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県歯科医師会、県看護協会及び救急医療情報センターと協力した医療救護活動

(6) 警察署

安芸警察署	(1) 大規模災害における治安、広報、救出、救護、避難の指示及び誘導 (2) 警察通信施設の維持管理
-------	---

(7) 公共的団体

高知県漁業協同組合	(1) 潮位観測、発表及び伝達 (2) 有線・無線通信施設の保全及び維持管理 (3) 災害時における港内船艇の避難に対する指導 (4) 災害時における水防用資材等の需給 (5) 漁業関係の被害調査及び復旧融資の対策
奈半利町漁業協同組合	(1) 潮位観測、発表及び伝達 (2) 有線・無線通信施設の保全及び維持管理 (3) 災害時における港内船艇の避難に対する指導 (4) 災害時における水防用資材等の需給 (5) 漁業関係の被害調査及び復旧融資の対策
土佐あき農業協同組合	(1) 災害時における応急食料の緊急需給 (2) 農業用関係の被害調査及び復旧融資等の対策 (3) 災害に備えた農作物等に対する肥培管理の指導 (4) 水田用水路及び農道等に関する災害復旧、改良工事並びに維持管理保全
奈半利町社会福祉協議会	(1) 地域における災害時要援護者の把握等への協力 (2) 町が行う避難及び応急対策への協力 (3) 防災ボランティアの活動調整等への協力
中芸商工会	(1) 町が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力 (2) 災害時における物価安定について協力 (3) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
安芸建設協会	(1) 道路・橋梁の災害復旧体制検討への協力 (2) 救出活動等における重機、車両の協力 (3) 道路・橋梁等の災害復旧への協力 (4) 応急仮設住宅の建設等への協力
災害救急医療体制安芸支部	災害時における救急医療活動
その他重要な施設の管理者	(1) 災害予防体制の整備 (2) 災害時における応急対策の協力

第9節 住民、事業者の責務

1 住民の責務

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常より災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には要配慮者とともに迅速な避難をするよう行動する。被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助、避難所運営への協力など、防災関係機関が行う防災活動の推進に努める。

2 事業者の責務

事業者は、災害時に果す役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。

【災害時に果す役割】

- ① 従業員や利用者の安全確保
- ② 二次災害の防止
- ③ 事業の継続
- ④ 地域への貢献及び地域との共生

第2章 災害予防対策

第1節 災害に強いまちづくり

1 防災まちづくり

(1) 災害に強い市街地の形成

市街地の形成においては、災害発生時の応急活動の効果的な実施や被害の拡大防止を常に考慮する。

(2) 風水害を予防する施設整備

治山、治水、海岸保全、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施する。その場合は、災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにする。

(3) 建築物の安全確保

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき、該当施設の耐震計画を作成し、優先順位を定め計画を実施する。また、個人住宅の耐震化については、支援策を検討する。

(4) ライフライン施設等の機能確保

電気、ガス、上水道、電話等の各ライフライン事業者は、洪水や地震に対する機能の確保に努めるとともに、災害発生時には、早期復旧できる体制を構築する。また、町は各種のライフラインが寸断される不測の事態へ供えるため、水や食料など生活必需品の個人備蓄を推進する。

(5) 危険物施設等の安全確保

発火性又は引火性を有する物品を製造、貯蔵、取扱いをする危険物施設など、災害発生時に周辺住民に危険を及ぼす施設への安全確保指導を強化する。

2 建築物等災害予防対策

(1) 建築物等の耐震性の向上

耐震改修促進法で対象となる建築物の耐震化を計画的に進める。また、個人住宅の耐震診断を県の支援を仰ぎ図る。

(2) 家具等の転倒防止

地震時の本棚や食器棚などの転倒防止に関する普及啓発を図る。

(3) 落下や倒壊防止

ガラスの飛散防止・ブロック塀の倒壊などに関する普及啓発を図る。

(4) 老朽住宅の除却

倒壊の危険を有する老朽住宅の除却を進めるため支援を行う。

3 山地災害・農地災害を予防する施設整備

(1) 山地災害

荒廃危険地に対し復旧、予防対策を進め、地すべり防止対策を進める。また、水源涵養機能等の向上を図る。

(2) 農地災害

規模が大きい地すべり、湛水、ため池整備の農地防災事業、及び農地の侵食及び崩壊、用排水路等の農地防災事業を推進する。

4 風水害を予防する施設整備

河川、海岸保全施設、港湾・漁港管理施設等の事業による風水害対策が必要な場合は、国及び県に対策の事業化を要望する。

5 風水害予防対策

(1) 水害の予防措置

① 河川・海岸・港湾・漁港の維持管理

水防計画に基づき、河川堤防等の巡視に努める。

② 道路の管理

道路の冠水による事故を未然に防止するため、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

(2) 土砂災害の予防措置

① 土砂災害防止対策

土砂災害危険箇所は、土石流、地滑り、急傾斜地の3つがあり、本町には土石流危険渓流が8箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が11箇所、土砂崩壊地区が1箇所ある。

土石流危険渓流は、人家5戸以上又は公共建物（官公署、学校、病院等）のある集落に流入している渓流で、土石流により直接被害を受ける事が予測される渓流のことである。

急傾斜地崩壊危険箇所は、傾斜度30度以上でその高さが5m以上、その斜面下に人家5戸以上又は公共建物（官公署、学校、病院等）のある集落を急傾斜地崩壊危険箇所と指定している。

これまで、県の協力を得て砂防ダムや擁壁工等を施工してきたところであるが、今後も、土砂災害から尊い生命や財産を守り、町民が安全で安心して生活できる基盤整備を図るため、砂防関係事業を実施していく。

土石流危険渓流箇所

河川名		場所	流域面積 (h a)	保全 人家 戸数	危険度	備考
水系名	溪流名					
奈半利川	改谷川	中里	28.0	6	A	砂防指定地有
〃	明白谷川	麓	17.0	16	A	〃
〃	暗ノ谷川	中里	10.0	7	A	〃
その他	五軒丁谷川	西の平	17.0	12	B	〃
〃	平谷川	十市	4.0	7	A	〃
〃	大佐手谷川	大佐手	5.0	0	B	
〃	ナスビ谷川	二本松	23.0	7	A	砂防指定地有
〃	須川川	須川山	5.6	14	A	

急傾斜崩壊危険箇所

箇所名		位置	地 形			湧水の 有無	保全対 象戸数	備 考
番 号	箇 所 名	字名	延長	傾斜度	高さ			
165	加領郷		330	50	75	有	36	
166	加領郷中		180	50	50	有	42	
167	加領郷西		950	50	70	有	57	
168	十市川尻		200	45	60	有	12	
169	六本松		250	45	60	有	16	
170	宮ノ岡		200	40	15	有	8	
171	佐古谷		220	40	30	無	12	
172	車瀬		130	40	35	有	6	
3540	原田		80	35	40	有	2	
3541	中島岡		100	35	25	無	0	
3542	米ヶ岡		100	35	25	有	2	

土砂崩壊地区

箇所名	位 置		地 形		濁水の 有 無	保全対 最戸数	備考
箇所名	字 名	傾斜度	長 さ	高 さ			
宇 川 須 川	宇 川 須 川	40° ～ 50°	2,600	50～150	有	21	

② 土砂災害に予防措置

土砂災害危険箇所等の巡視を行い、がけ崩れ等による危険の早期発見に努める。

6 ライフライン等の対策

各施設管理者は、洪水、地震・津波に対する機能維持を図り、応急復旧体制の整備を図る。

(1) 電力

- ① 電力事業者は、水力発電設備、送電設備、変電設備、配電設備等については、平時から災害を考慮した対策を講じる。
- ② 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- ③ 災害復旧用資機材（移動用変圧器、発電機車等）を確保するとともに、緊急時の輸送体制を整備する。
- ④ 避難施設、公共機関、病院等への優先復旧について計画を策定する。
- ⑤ 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図る。

(2) ガス（LPガス）

- ① ガス事業者は、被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- ② 事業所の耐震化、浸水対策、LPガス容器の流出防止対策に努める。
- ③ LPガス容器について、転倒流出防止措置及びガス漏えい防止措置を実施する。

(3) 下水道

- ① 特に重要な管路については、バックアップ機能の導入を検討する。（施設の複数化や雨水管渠の活用等）
- ② 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- ③ 災害時に必要な応急復旧資機材を備蓄、整備し、輸送体制を確保する。
- ④ 施設、設備等の管理図書の分散、保管を図る。

(4) 通信

- ① 通信事業者は、通信施設の建設に際しては、災害を考慮した対策を講ずるものとし、主要な伝送路は多ルート化を図る。
- ② 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- ③ 災害時に必要な応急復旧資機材を備蓄、整備し、輸送体制を確保する。
- ④ 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図る。

7 火災予防対策

（詳細は第5章その他大規模事故対策第1節）

8 危険物等災害予防対策

（詳細は第5章その他大規模事故対策第8節）

第2節 地域防災力の育成

1 防災知識の日常化

全ての住民が、防災に関する知識を常識として持つための取組みを進める。

(1) 防災教育の実施

- ① これから社会の中心となる若い世代を中心とし、防災に対する正しい知識と行動を身につけるための防災教育を推進する。こうした学校現場での取組みを家庭や地域に広げたり、地域コミュニティにおける多様な主体の中で防災教育を進めることにより、町全体の防災力の向上を図る。
- ② 発達段階に応じた学習プログラム、教材の研究・開発を推進する。
- ③ 学校、家庭、地域が一体となった防災への取組みを推進する。
- ④ 教職員の防災研修を推進する。

(2) 災害教訓の伝承

町は災害教訓の伝承の重要性について啓発を行い、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとし、住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

(3) 防災に関する広報の実施

町及び防災関係機関は、自ら実施する取組みや住民の意識を高めるための広報を様々な媒体を活用し、実施する。

【広報内容の例】

- | | |
|----------|---|
| (知 識) | <ul style="list-style-type: none"> ○各機関の実施する防災対策 ○災害の基礎知識 ○地域の災害特性・危険場所 |
| (災害への備え) | <ul style="list-style-type: none"> ○指定緊急避難場所や避難経路の確認 ○家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策 ○防災訓練、地域の自主防災組織活動への参加 ○食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の物資の備蓄 ○非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 ○警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令時にとるべき行動、指定緊急避難場所での行動の確認 ○災害時の家族内の連絡体制の確認 |
| (災害時の行動) | <ul style="list-style-type: none"> ○身の安全の確保方法、救助、応急手当の方法 ○要配慮者への支援 ○情報の収集方法 |

（４）危険物を有する施設などにおける防災研修

危険物を有する施設、病院、ホテル、旅館、大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を推進する。

（５）防犯の視点を取り入れた防災研修

被災地においては、窃盗などの犯罪の多発が予想されることから、自主防災組織等に対して、被災地での犯罪事例の紹介や防犯活動のノウハウ取得などに関する防災研修を推進する。

2 実践的な防災訓練の実施

地域の災害特性を考慮し、実状に即した実践的な防災訓練を実施する。また、訓練後には本計画の点検や評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直し等を行う。

（１）初動体制の確立訓練の実施

災害発生時の各種の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練を実施する。

（２）現地訓練の実施

災害発生時に実際に行うことの検証をすることを目的として、現地訓練を実施する。

（３）情報収集・伝達等に関する訓練の実施

情報通信機器の操作の習熟、情報の内容精査及び取りまとめ、収集情報の広報を目的に訓練を実施する。

（４）図上訓練の実施

様々な被害シナリオを想定し、応急対策能力を高めるための図上訓練を関係機関と連携し、実施する。

（５）要配慮者等へ配慮した訓練

住民等が参加して行う避難訓練を実施する際には、高齢者や障害者などの要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるように努めるとともに、男女のニーズの違い等、様々な視点に十分配慮するよう努める。

3 自主的な防災活動への支援

土砂災害や南海トラフ地震などから生命を守るためには、住民自ら身を守る行動を行い、地域での支え合いや助け合いが重要となる。地域での自主的な防災活動への支援を行う。

（１）自主防災組織の育成

地域ごとの自主防災組織の設立や研修、訓練に対して支援を行う。この際、多様な世代が参加できるような環境を整備するとともに、女性の参画の推進に努める。

（２）自主防災活動のリーダーの育成

地域での自主的な防災活動のリーダーとなる方々を対象とし、研修を実施する。

（３）自主防災組織の育成手法

自主防災組織の育成するため、以下の手法を適用する。

- ① 地域の危険性に関する情報（被害想定、危険箇所等）の提供
- ② 自主防災組織の必要性についての広報
- ③ 防災訓練、研修会等の実施への支援
- ④ 啓発資料の作成
- ⑤ 地域防災施設の整備支援

（４）自主防災組織の役割と活動内容

① 自主防災組織の役割

自主防災組織の「重要な役割」として欠かせないものは、以下のとおりである。

- ◇地域で起きる災害について正しい知識を広める取り組み
- ◇災害発生時に安全に避難する取り組み
- ◇高齢者など要配慮者への支援

② 自主防災組織の活動

上記「重要な役割」以外の取組みは、自主防災組織で話し合っ、どの活動を行うのか決めるものとする。以下に主な活動内容を示す。

○平常時の活動

- ・災害に関する知識の普及
- ・地域における危険箇所の把握と周知
- ・地域における防災施設（消防水利、避難所等）の把握と周知
- ・防災訓練の実施
- ・高齢者、障害者等の要配慮者への対応
- ・家庭における防災点検の実施
- ・情報収集・伝達体制の確認
- ・物資（防災資機材、非常食、医薬品等）の備蓄・点検

○災害時の活動

- ・集団避難、要配慮者の避難誘導
- ・地域住民の安否確認
- ・救出・救護の実施
- ・初期消火活動
- ・情報の収集・伝達
- ・給食・給水の実施及び協力
- ・避難所の運営に対する協力

（５）自主防災組織と消防団・防犯活動団体との連携

自主防災組織と消防団との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図る。また、防災訓練や研修などを通じ、自主防災組織と防犯活動団体との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図る。

４ 事業者による自主防災体制の整備

事業者は、災害時に顧客の安全を確保する等の社会的責任を果たすため、防災施設の整備、自衛防災組織の育成強化等に努める。

（１）災害時に事業者が果たす役割

- ① 従業員や利用者等の安全確保
- ② 地域の防災活動、防災関係機関の応急対策活動への協力
- ③ 事業の継続
- ④ 二次災害の防止

（２）事業者の自衛防災組織の防災活動

- ① 平常時の自衛防災組織の活動
 - ・ 防災訓練の実施
 - ・ 施設及び設備等の整備
 - ・ 従業員等の防災に関する教育の実施
 - ・ 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成
 - ・ 地域の防災訓練への参加、地域の自主防災組織との協力
- ② 災害時の自衛防災組織の活動
 - ・ 情報の収集伝達
 - ・ 避難誘導
 - ・ 救出救護
 - ・ 地域の防災活動及び防災関係機関の行う応急活動への協力

（３）町の支援

事業者が災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）策定やその他の防災活動に資する情報提供等を進める。

５ 要配慮者対策

災害発生時に身を守るために配慮が必要な方々への対策を進める。対策を進めるにあたっては本人の意思、プライバシーの保護、要配慮者及び避難行動要支援者の特性及び男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(1) 在宅の要配慮者及び避難行動要支援者への支援

① 避難行動要支援者

平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。
また、避難行動要支援者名簿については、実態を適切に反映したものとなるように定期的に更新する。

下記の条件を有する在宅等の者を避難行動要支援者として、避難行動要支援者名簿に登録する。

- ア) 介護保険の要介護3以上の者
- イ) 身体障害者（身体障害者手帳1・2級）で支援を要する者
- ウ) 知的障害者で支援を要する者
- エ) 精神障害者で支援を要する者
- オ) 65歳以上の者のみの世帯で支援を要する者
- カ) 妊産婦及び乳幼児で支援を要する者
- キ) その他支援を要する者

② 避難支援等関係者

災害時に避難行動要支援者の避難を支援する「避難支援等関係者」として、町地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等とする。

③ 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する下記の事項を記載し、又は記録する。

- ア) 氏名 イ) 生年月日 ウ) 性別 エ) 住所又は居所
- オ) 電話番号その他の連絡先 カ) 避難支援等を必要とする事由
- キ) その他町長が必要と認める事項

④ 避難行動要支援者名簿情報の提供

避難行動要支援者本人の同意を得た上で、災害時に避難行動要支援者の避難を支援する「避難支援等関係者」に平常時から台帳情報を提供する。

また、現に災害が発生し、又は発生するおそれがあり避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認める時は、町は本人の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、台帳情報を避難支援等関係者に提供することができる。

⑤ 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくこととする。

⑥ 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報及び入手方法

避難行動要支援者名簿の作成にあたり、避難行動要支援者を把握するため、町の関係部署で把握している情報の集約に努める。また、町が把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成に必要と認められる時は、知事その他の者に対して、情報提供を求める。

⑦ 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する仕組みを構築し、台帳情報を最新の状態に保つ。

⑧ 避難行動要支援者名簿の提供に際し 情報漏えいを防止するために町が求める措置

平常時に避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の提供に際し、情報漏えいを防止するために以下の措置を講じる。

ア) 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。

イ) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられることを十分に説明すること。

ウ) 施錠可能な場所へ避難行動要支援者名簿を保管するように指導すること

エ) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること

オ) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体の場合、その団体内で避難行動要支援者を取扱う者を限定すること

カ) 避難行動要支援者名簿情報の取扱状況を報告させること

キ) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること

ケ) 避難行動要支援者が円滑に避難するための立退きを行うための通知又は警告の配感

避難行動要支援者が円滑に避難するため又は避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように、通知又は警告の発令及び伝達にあたっては、以下の事項を配慮する。

- ・高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により一人ひとりに的確に伝わるようにすること。
- ・障害の状況に応じて情報伝達の方法が異なることに留意すること
- ・外国人に対する情報提供について検討する。

⑨ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は避難行動要支援者の避難を支援するが、避難支援等関係者本人や家族等の生命、身体を守ることが大前提となる。

⑩ 地域住民による支援

自主防災組織などで避難行動要支援者とともに避難する計画を検討する。

⑪ 町及び防災関係機関における支援体制の確立

ア) 避難行動要支援者の所在の把握

イ) 災害発生時の避難支援

ウ) 災害発生時に避難誘導、安否確認及び救出

避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、住民や避難支援等関係者等と連携して、消防団を中心とした情報伝達体制の整備、避難支援等関係者に関する情報の把握・共有、避難支援計画等の避難誘導体制を整備する。

エ) 平常時及び災害発生時の情報提供

- ・障害のある者に防災知識を普及する方法について検討する。
- ・緊急時の連絡方法について検討する。

- ・外国人に対する情報提供の方法について検討する。

オ) 長期の避難

指定避難所の設備の整備や応急応急仮設住宅への入居について、要配慮者に配慮した計画を策定する。

(2) 社会福祉施設等における防災対策

① 実態把握と継続的な防災対策

- ・安全対策シート等により施設の防災対策の実態を把握する。
- ・実態を把握したうえで、防災上の課題について優先順位を整理のうえ、防災対策マニュアルを整備し、防災対策に取り組む。
- ・職員一人ひとりが災害時に適切な行動がとれるように、職員全員が参加した防災対策に継続的に取り組む。

② 施設・設備の安全確保対策

- ・施設の耐震化に努める。また、津波による浸水のおそれのある地域に所在する施設は高台への移転等を検討する。
- ・立地環境、建物の構造及び入居者の状況等を踏まえた適切な安全確保対策を実施する。
 - ◇火災報知器、スプリンクラー、緊急地震速報受信機等の整備
 - ◇非常用電源、備蓄物資及び防災用資機材の設置場所の嵩上げ等
- ・安全管理に努める。
 - ◇危険物の管理
 - ◇家具及び書棚等の転倒防止対策

③ 施設入所者の避難対策

- ・施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応の方法について習得に努める。
- ・夜間・休日における災害の発生や状況によっては再度避難することを想定する等、現実的な避難誘導計画を防災対策マニュアル等の中で作成する。
- ・夜間の勤務者数での訓練等や実践的な避難訓練を実施する。
- ・災害時に職員が的確な判断ができるように図上訓練や実地訓練等を実施する。
- ・消防機関や自主防災組織等と連携した避難体制づくりを進める。
- ・入所者等一人ひとりについて、他事業所等へ引き継ぐための情報を整理するとともに、避難生活に必要な薬品や器具等を整備する。
- ・広域的な避難に備え、県内及び県外の同種又は類似の施設との相互の避難と受け入れに関する災害協定の締結に努める。
- ・各施設は、他事業所等から支援を受けることを想定し、必要な受援マニュアル等の整備に努める。

6 消防団を中心とした地域の防災体制

消防団の活動能力の向上を図るため、団員確保等の体制整備、教育訓練及び活動環境の整備を行う。また、消防団を中心とした地域の防災体制づくりを進める。

(1) 体制整備

青年層及び女性層の消防団への参加を促進する等により消防団員の確保を図る。

(2) 教育訓練

消防団の消防活動技術の向上を図るとともに、平常時の住民に対する防災啓発や訓練指導の活動が増加していることから、指導者としての力量を高める教育を行う。

(3) 環境整備

消防団の施設及び装備を充実し活動環境の整備に努める。また、被雇用者（サラリーマン）消防団員の消防団活動を整備するため、勤務時間中の災害出動等について、事業所の理解及び協力が得られるように努める。

(4) 住民に対する消防団活動の周知

広報誌等を活用し消防団活動の周知を図る。

(5) 自主防災組織等との連携

消防団は地域の防災リーダー及び防災コーディネーターとして、地域の自主防災組織の育成、避難訓練の実施等について指導的役割を果たすものとする。

7 自発的な支援への環境整備

大規模災害時には、本来なら自ら実施すべきことが、被災したために実施できなくなる場合がある。そうした場合には、被災していない住民やボランティアなどの自発的な支援が被災者の大きな助けとなる。こうした自発的な支援の環境整備を進める。

(1) 関係者相互の連携の強化

NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、日本赤十字社、行政など災害発生時に連携する必要のある関係者で、定期的に、災害発生時の役割分担など応急対策事項に関して協議を行う。

(2) 自発的な支援を担う人材の育成

ボランティアリーダーやボランティアコーディネーターなど自発的な支援を担う人材の育成を行う。

(3) ボランティアの受入れと活動支援

災害発生時には、災害ボランティアが活動しやすい環境をつくるため、「奈半利町災害ボランティア活動支援本部」を設置する。奈半利町災害ボランティア活動支援本部は、行政の災害対策本部と連携し、次の活動を行う。

① ボランティアの要請、受入れ、登録

- ② ボランティアに対するニーズの把握
- ③ ボランティアに対する情報提供
- ④ 活動の調整、指示
- ⑤ 活動に必要な物資の確保と配布

(4) ボランティアの活動拠点

災害時に備え、ボランティア活動のための拠点のあつせん又は提供に協力する。

第3節 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策

1 防災施設の限界と避難開始の時期

災害に対する防災施設の限界と、限界を越えた場合に被害の及ぶ範囲を明らかにし、住民が安全に避難できる基準づくりを進める。

2 危険性の通知

防災施設の危険性に関する情報について、日常と緊急時における情報提供のあり方について基本的な方向を示す。

(1) 事前の通知

施設管理者は、施設の限界点と避難開始点などの危険性に関する情報を関係機関に提供する。また、町は危険性に関する情報を、対象となる地域の住民に周知する。

(2) 緊急時の情報提供

施設管理者は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがあり、避難開始点に達することが予測される時は町等関係機関に通知する。

3 避難を可能にするサインの整備

日常時と緊急時に避難開始時期などを知らせるサイン、指定緊急避難場所を知らせるサインの整備を進める。

4 自主的な避難

住民は、災害から安全に避難できるよう、避難開始のサインづくりや避難方法の検討に取り組む。

5 避難体制の整備

緊急的な避難や長期間の避難に対応できる指定緊急避難場所の整備などを進める。

(1) 一時的な避難

① 避難の原因に応じた指定緊急避難場所を選定する。

【指定緊急避難場所の選定基準】

- ・避難者一人当たりの面積が、概ね1㎡以上であること
- ・昼間人口も考慮し要避難地区のすべての住民を収容できること
- ・危険な地域を避けること

② 住民等は、避難路を利用して避難する。

【避難路】

◇国道 55号、493号

◇県道 奈半利港線

◇町道 役場前線、横町～法恩寺線、東町線、立町～天神線、東町～天神線、東浜中央線、

大除～法恩寺線、多気様線、百石～麓線、東町～妙見線、米ヶ岡線（農道誠和線）、
平～花田線、宇川線、須川～久礼岩線、大原～西ノ平線、宮ノ岡線、墓地公園線

- ③ 自主防災組織は、指定緊急避難場所へ安全、迅速に避難できる避難経路を選定する。
- ④ 避難場所や避難経路の選定は、自主防災組織の参画を得て行う。
- ⑤ 指定避難所（収容避難施設）・一時避難場所を示すサイン、案内板、指定緊急避難場所へ誘導するサイン、誘導灯など夜間に確認できるサインの設置を推進する。

（２）長期的な避難

指定避難所の選定がなされた場合には、長期的な避難所の選定基準に鑑み、避難所の運営方法等についても詳細を定めるものとする。

- ① 一定期間の避難生活ができる施設を指定避難所に選定し、指定する。

【長期的な避難所の選定基準】

- ◇耐震構造を有するなど安全な建物であること
- ◇避難者一人当たりの面積が、概ね2㎡以上であること
- ◇水や食料の供給が容易で、トイレの利用ができること

- ② 指定避難所の運営方法についてあらかじめ定めておく。
- ③ 指定避難所に必要な施設・設備・機器の整備に努める。また、町で整備できない品目については、関係機関と応急支援に関する協定の締結により対応する。
 - ◇貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、空調、洋式トイレ、テレビ、ラジオ、ポータブル発電機、炊き出し用器具、LPガス等
- ④ 要配慮者に配慮して、福祉避難所の確保の他、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努める。

（３）応急仮設住宅供給体制の整備

建設可能な用地の把握に努め、建設に要する資機材については町内で調達できない場合には近隣市町村に支援を仰ぎ、早急に被災者の生活ができるように努力する。

（４）防災上重要な施設の避難計画

防災上重要な施設の管理者は、以下に示す避難計画を作成し、関係職員に周知すると同時に訓練を実施して万全を期す。

- ① 学校の避難計画は、地域の特性等を考慮する。また、義務教育の生徒を集団的に避難させる場合を想定する。
- ② 病院の避難計画は、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定する。
- ③ 駅、その他不特定多数の者の利用する施設の避難計画は、多数の避難者の、集中や混乱に配慮する。

第4節 災害に備える体制の確立

各種災害が発生した場合には、自衛隊・県・近隣市町村などの救援を仰ぎ、住民と一致協力して災害の拡大防止と、被災者の救援救護に努め、被害発生を最小限に抑えなければならない。

1 初動体制

本町に所属する職員は、配備基準に基づく指令に従い、必要な任務を遂行しなければならない。特に時間外については、司令を待つことなく、あらゆる手段をつくして庁舎に参集しなければならない。

(町職員の対応)

- ① 勤務時間内における配備については、直ちに平常業務を中止し、配備指令に基づいて非常体制をとる。上司の指示に注意し、その場の状況にあった適切な行動に努める。
- ② 勤務時間外においては、ラジオ・テレビの情報に十分注意すると共に、自ら進んで積極的な行動、自発的な参集に努める。
- ③ 震度4以上と思われる大地震を感じたとき、又は沿岸に津波警報が発表されたときは、動員命令を待つことなく、直ちに参集しなければならない。

2 活動体制

災害時の応急対策とその任務（別紙、各班の所掌事務）は多種多様となる。何よりも被害を最小限に食い止めるため、各班における細部の計画に基づいて、速やかな任務を実施することが重要である。

3 災害対策本部

災害が発生する恐れがある場合、又は発生した場合に、町長は予想される又は既に発生している災害の程度を勘案して、奈半利町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を町役場に設置する。

本部設置に至らない災害にあつては、本部に準じた体制を整えて処理に当たる。

災害対策本部について、必要な事項を定める。

(1) 災害対策本部の設置

- ① 災害対策本部の設置及び解散の決定者
災害対策本部の設置及び解散は、町長（本部長）が決定する。
- ② 町長（本部長）の代行
町長が不在、又は連絡不能の場合には、①副町長、②消防団長が代行する。
- ③ 災害対策本部設置の決定
町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長がその必要を認めるときに設置する。
- ④ 災害対策本部の解散
災害のおそれが解消し、又は災害応急対策が完了したと町長が認めるときに解散する。

⑤ 設置、組織、運営及び所掌事務等

災害対策本部の設置、組織、運営および所掌事務は、「奈半利町災害対策本部条例」で定めるところによる。

【本部組織表】

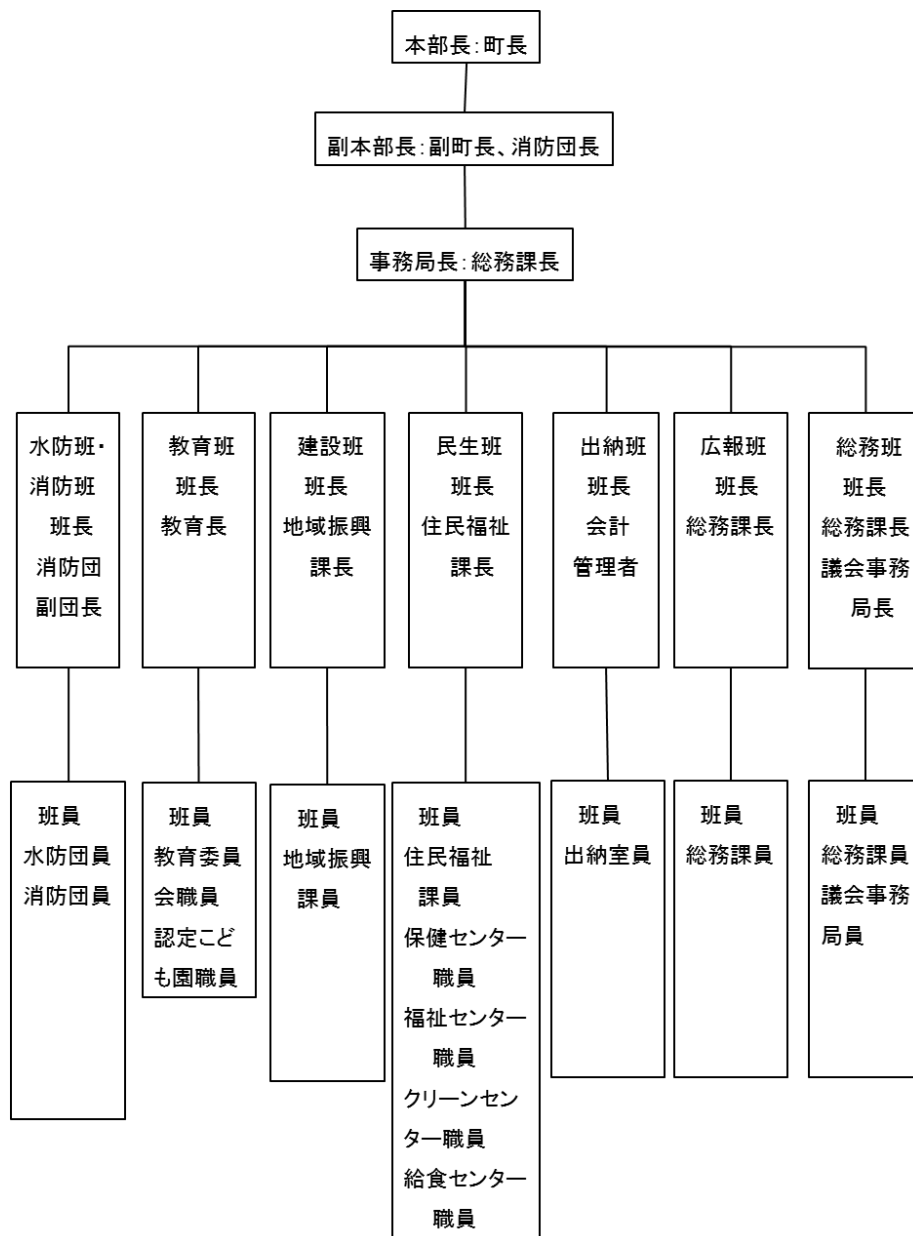
本部長	町長	
副本部長	副町長・消防団長	
出納班長	会計管理者	出納室員
総務班長	総務課長 議会事務局長	総務課員 議会事務局員
民生班長	住民福祉課長 愛光園長 介護公社事務局長	住民福祉課員 保健センター職員 福祉センター職員 クリーンセンター職員 給食センター職員
広報班長	総務課長	総務課員
建設班長	地域振興課長	地域振興課員
教育班長	教育長	教育委員会職員 認定こども園職員
水防班・消防班長	消防副団長	水防団員、消防団員
事務局長	総務課長	総務課職員

【班の所掌事務】

班名	所掌事務
出納班	災害関係経費の支出 義援金の受付・配分
総務班	災害関係予算の編成 災害救助法の適用申請 諸願い、諸届けの収発 公用令書の発行 災害見舞者、視察者の応接 被害損害額の総括と報告
民生班	住宅・事業所の建物被害調査 公共建築物の被害調査と災害対策 町営住宅の被害調査と災害対策 り災者・罹災の状況調査 り災証明の発行
	指定避難所の開設 指定避難所の管理運営 救助物資の調達・配給
	り災者、救助活動者に対する炊き出し 指定避難所の食料確保
	ボランティア活動の支援 日赤奉仕団、その他団体との連絡調整 災害見舞金・弔慰金の配給

	義援・救援物資の受付・配分 災害救護資金の貸付 災害救助法に基づく救助（収容施設の供与、生活必需品の給与など）の総括調査 遺体の収容・火葬 医療救護活動の総合調整 医師会、医療機関との連絡調整 薬剤師会、薬業協会との連絡調整 医薬品、衛生材料等の調達・配分 疾病者の収容、看護 り災者の衛生・健康状態の調査 被災地の清掃・消毒 被災地のし尿処理
広報班	災害住宅の相談 災害関係の広報 災害記録の作成 災害に伴う税の減免
建設班	農地及び農業用施設の被害調査と復旧対策 農作物・農畜産物の被害調査と災害対策 林業・水産施設の被害調査と災害対策 り災農林水産業者への災害融資 商工業の被害調査 応急の給水対策 水道施設の被害調査と応急復旧 土木施設の被害調査と復旧対策 障害物の除去と道路の確保 災害対策用資材・機材の確保 建設業者への応援要請 災害危険箇所のパトロールと応急対策 交通規制などの交通対策 応急仮設住宅の建設 被災建築物・応急危険度判定対策
教育班	認定こども園・学校施設の被害調査と災害対策 児童生徒の避難対策 り災児童生徒の救護と授業 災害救助法に基づく学用品の給与 文教関係義援金の配分
水防班・消防班	人命救助 被災地での捜索、復旧活動 消防活動
事務局	災害対策本部の運営 各班に対する指示・命令伝達等総合調整 災害情報の収集・伝達 県及び関係機関との連絡調整 自衛隊の災害派遣の要請 報道機関への情報提供、連絡調整 その他災害対策全般

【奈半利町災害対策本部の組織及び編成】



⑥ 水防本部との関係

災害対策本部を設置したときは、水防本部等の法令に基づき既に設置されている組織は、災害対策本部の中の組織として一体化する。

⑦ 県災害対策本部との連携

県災害対策本部が設置された場合は、町災害対策本部は、密接な連携のもとに応急対策に努める。

(2) 配備基準と動員要領

本町に所属する職員は、あらかじめ定められた部署において班長の指揮命令を受け、必要な任務を遂行しなければならない。

特に、時間外については、「動員時の配備基準」に基づいて参集しなければならない。

(動員時の配備基準)

区 分	発令の時期		動員体制
	風 水 害 時	地震・津波時	
第1配備 (警戒体制)	※大雨その他の警報が発令され災害の発生が予想される場合	※大阪管区气象台(気象庁の発表もある)が「高知県津波注意」の津波注意報を発表したとき	総務課
第2配備 (非常体制)	※現に災害が発生し又は相当規模の災害が発生する恐れがある場合	※町内に震度4以上の地震が発生したとき ※大阪管区气象台が「高知県津波・大津波」の津波警報を発表したとき。	災害対策本部長、副本部長、各班長(課長以上の職員)及び災害関係部署の職員(総務課・地域振興課)
第3配備 (緊急非常体制)	※甚大な災害の発生が避けられないと予想	※町内に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ※大阪管区气象台が「高知県津波・大津波」の大津波警報を発表したとき。	役場全職員 水防団員・消防団員 全員

(3) 動員要領

災害対策本部開設前にあつては、町長、開設後にあつては本部長の命令により動員を行う。

① 平常執行時の動員

動員の命令があつた場合には、総務課長が関係班長と協議を行い、配備基準に従って体制をとると共に、待機職員の範囲、人員などの調整を行う。

② 退庁後または休日の動員

- ・警備員は、災害の発生に関する情報を、関係機関もしくは住民などから、通報を受けた時は、直ちに総務課の防災担当者に連絡をとる。
- ・総務課長が不在の場合は総務課の職員に連絡をとる。
- ・職員は配備基準に基づき、それぞれの所属等あらかじめ定められた部署において指揮命令を受け、必要な任務を遂行しなければならない。特に時間外については、動員命令を待つことなくあらかじめ指定された場所へあらゆる手投をもって、参集しなければならない。

4 災害通信整備計画

災害発生時に気象等の観測情報、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報の収集・伝達体制の確立や施設の整備に努める。また、住民への情報提供を行う。

(1) 連絡体制の整備

- ① 防災関係機関は、相互の情報伝達ルート多重化及び情報交換のための連絡体制を明確にする。
- ② 防災関係機関は、情報の整理と発信を一元的に取り扱う部署・担当者を定め、対外的な情報発信の窓口を一本化しておく。
- ③ 夜間、休日においても対応できる体制を整備する。

(2) 町の体制整備

- ① 防災行政無線の整備充実
- ② 消防救急無線の整備充実
- ③ 防災監視カメラ及び画像伝送システムの整備充実
- ④ 全国瞬時警報システム（J－ALERT）の整備充実
- ⑤ 上記の手段に加え、FM告知システムや緊急速報メールなど、多様な情報収集・伝達手段の整備充実

(3) 通信の確保

① 通信手段の防災対策

災害時の通信手段を確保するため次の対策を推進する。

- | | |
|------------------|--------------|
| ・適切な点検整備 | ・耐震性の強化 |
| ・停電対策 | ・情報通信施設の危険分散 |
| ・通信路の多ルート化 | ・通信ケーブルの地中化 |
| ・無線を活用したバックアップ対策 | ・無線のデジタル化 |

② 非常通信の確保

高知県非常通信協議会と連携して次の対策を推進します。

- ・非常通信体制の整備
- ・有線・無線通信システムの一体的運用

(4) 住民への情報提供

インターネットの活用など多様な広報手段の整備を図る。また、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。また、放送事業者による被災者等への情報伝達の体制を整備する。

発災から復旧・復興の各時点に応じ、対応方法や必要情報の収集を工夫しながら、住民からの問い合わせ等に対する広聴体制を整備する。

（５）被災者への情報提供

要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等の情報入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、避難元と避難先の市町村間で情報を共有する仕組みの整備を図る。

５ 防災担当者の人材育成

災害対応力を向上するため、職員への防災研修・訓練を実施する。

職員は、日常の行政事務を通じ、積極的に防災対策を推進し、同時に、災害時における適正な判断力の養成、防災に必要な知識や技能の取得を研修や手引き書などによって図る。

（１）職員に対する防災研修

① 研修の内容

- ・本計画、各機関の防災業務計画等
- ・非常参集の方法
- ・気象、南海地震その他災害の特性についての知識
- ・過去の災害の事例
- ・その他必要な事項

② 実施方法

研修会の実施等

（２）職員を対象とした防災訓練

① 訓練の内容

- ・応急対策を立案するための図上訓練
- ・救急救命等必要な実技訓練
- ・その他必要な事項

② 実施方法

講習会、演習等

６ 実践的な防災訓練の実施

防災関係機関相互の連携体制を確認し、住民の防災意識の向上を図るため各種の防災訓練を実施する。また、現場訓練は、地域の災害特性を考慮し、可能な限り被害を想定する現地で実施するなど実状に即した実践的な内容とし、住民が地域で行う避難訓練等を支援する。

（１）現場訓練実施にあたっての留意事項

- ① 地域の災害特性を考慮し、実践的な訓練種目を選定する。
- ② 可能な限り、被害を想定する現地において実施し、各防災関係機関の応急対策計画が実践的なものか検証する。

（２）訓練の種類

① 総合防災訓練

町・消防団・中芸消防署、事業所、住民などが一体となって防災訓練を実施し、防災体制の強化と防災意識の高揚を図る。

- ・動員
- ・避難勧告、指示、避難誘導
- ・食料・飲料水、医療、その他の救護活動
- ・その他

② 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防訓練を実施するとともに必要に応じて消防機関相互が、緊密な連携のもとに合同訓練を実施する。

③ 水防訓練

水防関係機関は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施するとともに、必要に応じて水防関係機関相互が、緊密な連携のもとに合同訓練を実施する。

④ 情報収集伝達訓練

緊急時における情報の収集、伝達を的確に行うため、情報収集伝達訓練、非常通信訓練等を実施する。

⑤ 広域応援協定等に基づく合同防災訓練

広域応援協定等に基づき近隣の県と合同で防災訓練を実施し、広域応援要請に伴う連絡体制等の検証に努める。

⑥ 図上訓練

組織内での情報伝達や指揮命令系統の確認と防災関係機関相互の連携が図られるよう、図上訓練を行う。また、応急対策能力を高めるための図上訓練（計画立案）を実施する。

⑦ 自主防災組織等の住民が実施する訓練

自主防災組織が地域において実施する津波避難等の訓練を支援する。

（３）訓練の評価

訓練終了後には訓練成果を取りまとめ、課題を明確にし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

7 防災関係機関相互の連携体制

防災関係機関は、広域的な応援、自衛隊との連携及び民間事業者との連携体制の整備を図る。

（１）広域応援体制の整備

① 緊急消防援助隊の受け入れ体制の整備

「緊急消防援助隊」を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて人命救助活動等の支援体制及び受入体制の整備を図る。

② 市町村相互の応援体制の整備

市町村は相互応援体制の整備を進める。

(2) 県及び自衛隊との連携

町、県及び自衛隊は、おのおのの計画の調整を図り、協力関係について定めておくなど連携体制の強化を図る。

- ・適切な役割分担
- ・相互の情報連絡体制の充実
- ・共同の防災訓練の実施

(3) 民間事業者の連携

民間事業者等と協定を締結するなどし、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

- ・被災情報の整理、支援物資の管理等

第5節 災害応急対策・復旧対策への備え

1 消火・救助・救急対策

被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努める。

2 災害時医療対策

「高知県災害時医療救護計画」に基づいた医療活動が実施できるよう研修会、防災訓練、資機材の整備などを進める。

（１）災害医療救護体制の整備

① 大規模災害時に、「高知県災害時医療救護計画」を実効あるものにするため、関係者への周知徹底や防災訓練を実施し、常に内容に検討を加えるものとする。なお、災害医療救護体制とは、災害により医療機関が被災するとともに、多数の負傷者が発生するとき医療の途を失った負傷者に、町及び県が医療機関と連携して医療等を提供しようとするものである。

ア) 町

- ・直接住民の生命、健康を守るための医療救護活動を行う。
- ・医療救護所において、中等症患者及び重症患者への応急処置及び軽症患者に対する処置を行う。

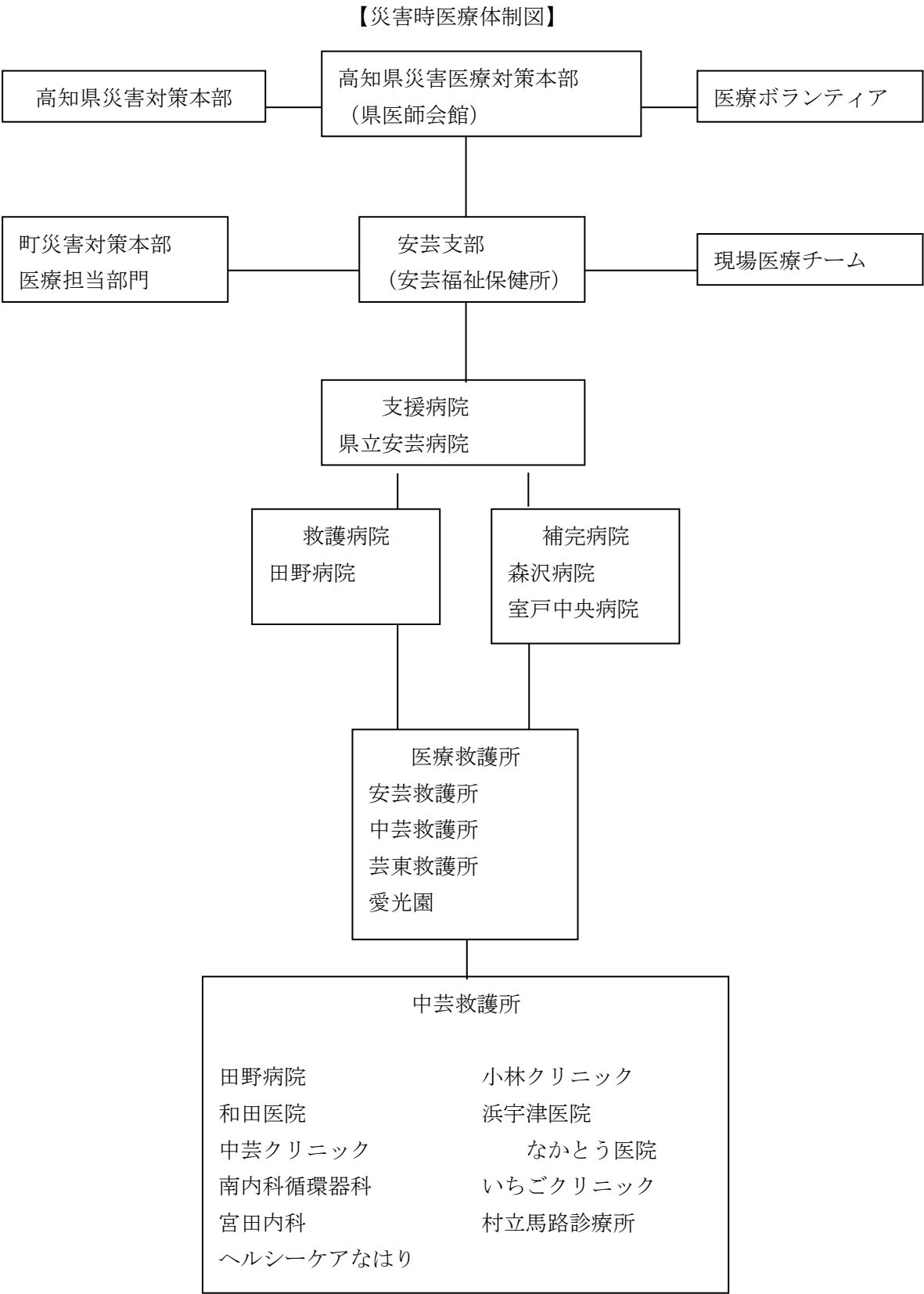
◇救護病院において、医療救護所で対応できない重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行う。

イ) 県

- ・町で対応できない広域的な医療救護活動を行う。
- ・災害医療対策本部、災害医療対策支部を設置し、医療救護活動の総合調整を行う。
- ・災害拠点病院において、救護病院で処置が困難な重症患者の処置、収容及び重症患者の広域医療搬送の手配を行う。
- ・医療従事者の派遣、医薬品等の供給の調整など、市町村の医療救護活動の支援を行う。

② 町は次の事項を実施する。

- ・医療救護活動及び医療救護施設の整備について、地域の実情に合わせた「奈半利町災害時医療救護計画」を策定する。
- ・医療救護所、救護病院等を指定し、医療機関管理者等と協議して、それぞれの機能の確保に努める。
- ・地域の医療関係団体や自主防災組織との連携に努める。
- ・医療救護所等を設置する場所を、平時から住民に周知する。
- ・応急手当等の家庭看護の普及を図る。
- ・県災害時医療救護計画について関係者に周知する。
- ・医薬品、医療用資機材等の備蓄に努める。また、医薬品卸業者、薬剤師会等と連携し、医薬品等の確保及び供給体制を整備する。
- ・県及び関係機関は連携して、医療救護に関する情報の収集伝達体制を整備する。



3 緊急輸送活動対策

災害発生時の消火、救助、救急、医療等の活動及び緊急物資の供給を実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。そのため、重要な防災拠点を指定し、それらを結ぶ緊急輸送道路ネッ

トワーク計画を多重化や代替性を考慮して策定し、計画的な道路の整備を推進する。

（１）緊急輸送ネットワークの形成

防災関係機関、港湾、災害医療拠点等を指定拠点と、緊急輸送道路のネットワークを形成する。また、奈半利港は耐震性の岸壁が整備されていることから、国道 55 号の途絶時には、高知海上保安部及び奈半利漁協にも協力を願い、海上輸送も行う。

国道 55 号が途絶して輸送が困難な場合は、奈半利港の緑地公園を臨時ヘリポートとして利用し、負傷者や災害救援物資などの緊急輸送を行う。

（２）車両・要員の確保

町公用車だけの輸送が難しい場合は、臨時に車両の調達や人夫の雇い入れを行う。

4 緊急物資確保対策

災害発生直後に必要な緊急物資の確保体制を整備する。

（１）個人備蓄の推進

防災知識の広報に努め、飲料水、食料等の物資の個人備蓄を推進する。

（２）給水体制の整備

① 給水活動は、町内水道業者の協力を得て、災害対策本部の建設班が担当する。水道施設が被災した場合には、復旧工事を急ぐと共に、給水器材による給水を確保する必要がある。断水時には、日頃飲用していない打ち込み井戸を利用することも考えられるが、その場合は保健所の協力を得て、早期の検水と必要な消毒を行う。

② 応急給水を確保するため、以下の整備・備蓄を行う。

- ・給水拠点の整備（水道施設の耐震化、ポンプ設備の停電対策など）
- ・応急給水に利用する備蓄水量の確保
- ・パック水等の備蓄

③ 供給体制の整備として、給水用資機材の備蓄を行う。

（３）食料・生活必需品の確保

① 災害発生時の供給について事業者と協定を結ぶなど調達の体制を整備する。

② 備蓄品目・量を決定し、以下の備蓄に努める。

◇飲料水	◇食料	◇粉ミルク	◇毛布
◇衛生用品（おむつ、生理用品）	◇仮設トイレ		

（４）備蓄・調達・輸送体制の整備

① 指定避難所及びその周辺で地域完結型の備蓄施設を確保し、避難生活に必要な物資等の備蓄を進める。

② 孤立する可能性がある地区への備蓄を進める。

- ③ 配布計画を作成する。

5 消毒・保健衛生体制の整備

災害発生後に、必要とされる消毒及び保健衛生活動と、災害ゴミ及びし尿の処理体制についての整備を図る。

（１）消毒及び保健衛生体制の整備

平時から災害時における消毒及び保健衛生体制の確立を図る。

- ・ 消毒体制
- ・ 消毒方法
- ・ 患者の搬送体制
- ・ 薬剤及び資機材の整備

（２）ごみ処理体制の整備

被害状況に応じた「ごみ」の量の推計し、「ごみ」の迅速な回収と処理の計画を行う。

（３）し尿処理体制の整備

災害時のし尿の処理量の推計を行い、仮設トイレ等の配置計画、回収用車両の調達などを検討した「し尿処理計画」を作成する。

第3章 災害応急対策

第1節 災害時応急活動

1 活動体制の確立

効果的な応急活動を実施するために、迅速な初動体制の確立を図る。

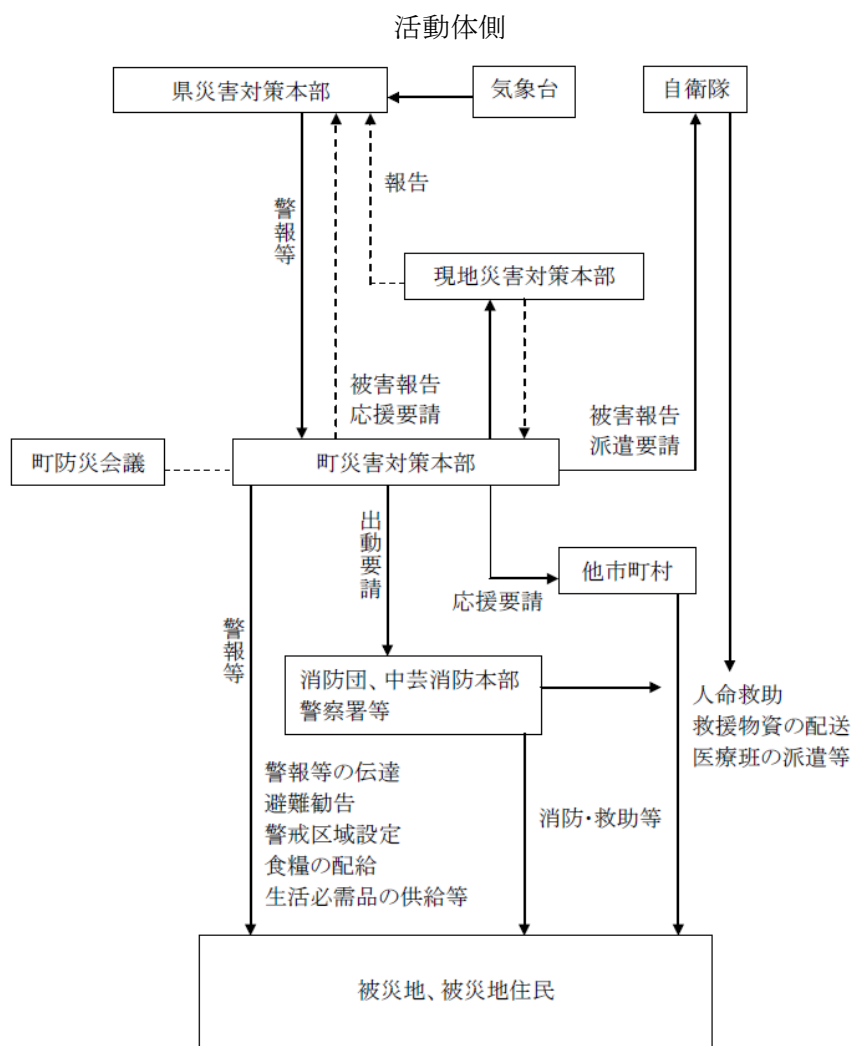
【実施責任者：総務班・全職員】

(1) 初動体制の確立

本計画第2章第4節の1に定める「配備基準」により配備体制をとる。

(2) 活動体制の拡大

被害の規模が拡大するなど、情勢の変化に応じ、さらに高度な配備へ移行し、活動体制の拡大を行い、大規模な災害が発生したときは、災害対策本部を設置して応急対策を実施する。水防本部は、災害対策本部の一部として吸収される。



第2節 情報の収集・伝達

【実施責任者：事務局・各班】

1 気象警報等の伝達

(1) 気象警報等

① 気象警報等の発表

ア) 高知地方気象台は、町の迅速かつ適切な避難勧告等の発令、住民の適切な避難行動につながるようあらかじめ定められた発表基準に従い、情報を伝達する。

② 気象警報等の種類と発表基準

ア) 注意報

県内のいずれかの地域において災害が起こるおそれがある場合に発表する。

イ) 警 報

県内のいずれかの地域において重大な災害が起こるおそれがある場合に発表する。

ウ) 特別警報

県内のいずれかの地域において重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表する。

エ) 気象情報

顕著な現象が予想される場合に発表する予告的情報と、注意報・警報が発表されている場合などに注意報・警報の内容を補完するために発表する補完的情報があり、台風や大雨・高波に関する気象情報や、記録的短時間大雨情報や竜巻注意情報等がある。

③ 警報等の地域区分

高知地方気象台は、市町村ごとに注意報・警報を発表する。また、必要に応じて、市町村等をまとめた「安芸」地域という名称で発表することもある。

④ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と高知地方気象台が共同で市町村ごとに発表する。

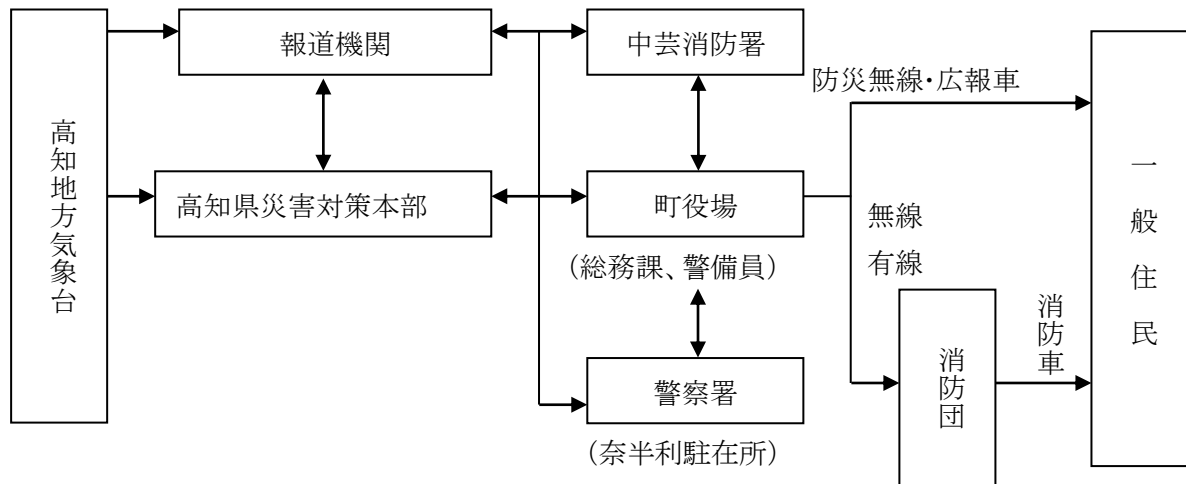
⑤ 警報等の発表基準の引下げ

高知地方気象台及び県は、地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて大雨警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施する。

(2) 気象警報等の伝達

災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したときの気象に関する警報等の災害関係の通信連絡については、関係機関からの情報を迅速的確に伝達し、その周知徹底を図るものとする。

情報の収集・伝達系統図



2 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがあるような次の異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、町長、警察官、海上保安官に通報する。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに町長に、また町長は、必要に応じ高知地方気象台、県（危機管理・防災課）及び関係機関に通報するとともに、連携して住民への周知徹底を図る。

① 水害（河川、海岸、ため池等）

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水など

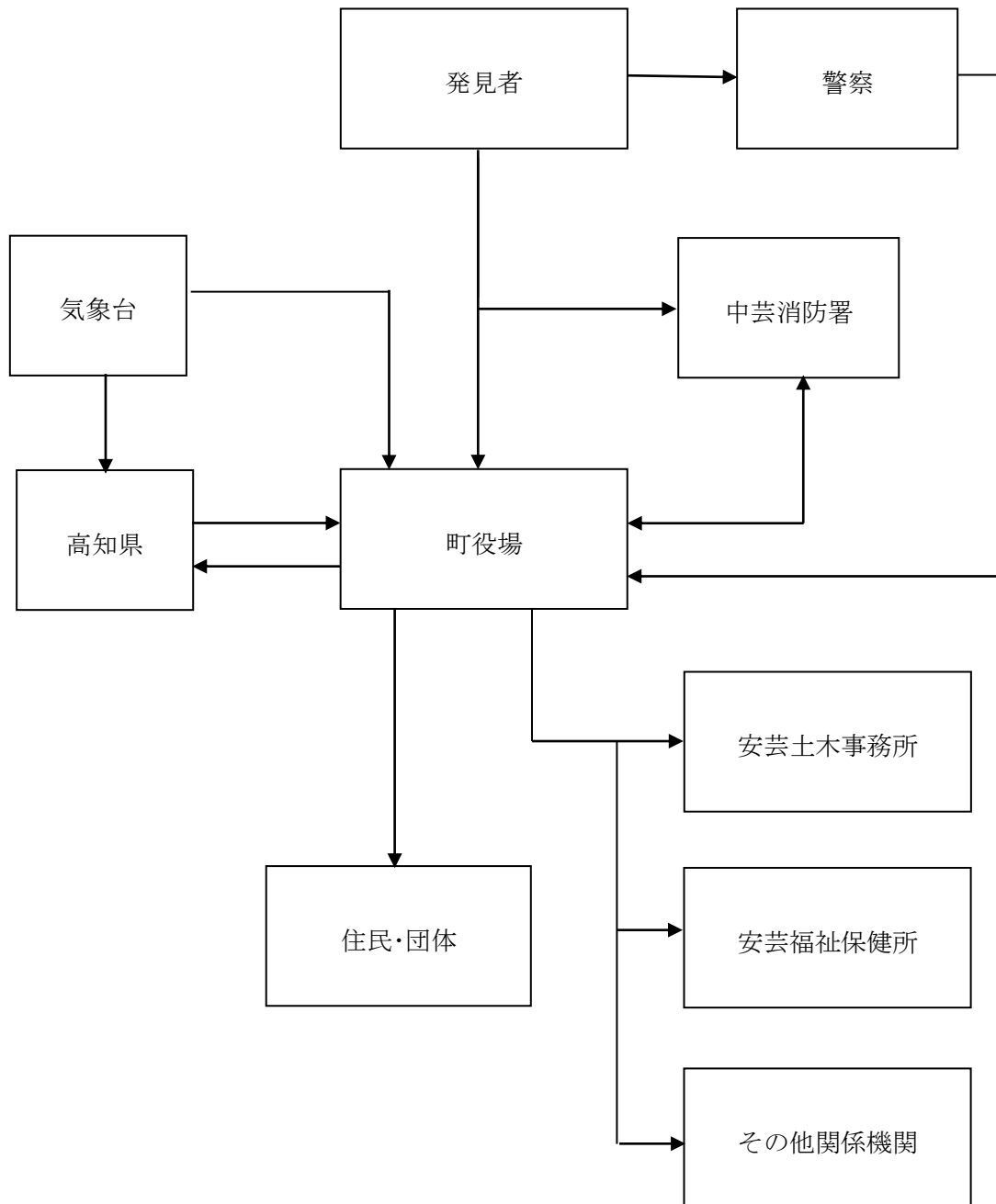
② 土砂災害・山地災害

山鳴り、降雨時の川の水位の低下及び流れの濁りや流木の混在、地面のひびわれ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し、わき水の濁り又は量の変化、がけの亀裂、小石の落下など

③ 異常気象現象

異常潮位、異常波浪、竜巻など異常な気象現象など

情報の収集・伝達系統



3 勤務時間外における取扱い

- ① 夜間・早朝・休日等勤務時間外における気象警報等、通報は本庁警備員が受理する。
- ② 本庁警備員に連絡があった場合は、総務課長に報告する。

第3節 災害状況等の調査及び報告

【実施責任者：各班】

1 被害状況の調査と調査実施者

各班は、災害が発生した場合、直ちに情報等の収集活動を開始し、必要に応じて関係機関と緊密な連絡を取り、災害対策活動に必要なあらゆる情報等を収集し、災害対策本部の事務局（以下「事務局」という。）に報告する。

情報等の収集は、発生直後と数時間経過後とに分類して行う。

（1）被害調査

被害調査は、災害対策本部より調査担当員を各地に派遣して行う。調査項目は県防災計画に示されている様式に従うものとし、被害の集計は班ごとに行い、事務局において取りまとめる。なお、災害対策本部設置前にあつては各課で調査し、総務課において取りまとめるものとする。

また、被害が甚大であり町において被害調査が実施できないとき、又は調査に技術を要するため町が単独ではできないときは、関係機関等に応援を求めて行う。

① 人、住家の被害状況

民生班が担当し、人的な被害は警察の立ち会いで実施する。

② 農林水産被害調査

建設班が担当し、農協、漁協などの協力を得て実施する。

③ 商工業被害調査

建設班が担当し、商工会などの協力を得て実施する。

④ 土木被害調査

建設班が担当し、実施する。

⑤ 教育被害調査

教育班が担当し、学校長などの協力を得て実施する。

2 被害状況の報告

（1）県への報告

① 町は、災害状況を県に報告をする。

② 通信途絶等により、県に報告ができない場合には、消防庁に直接報告をする。県と連絡がとれるようになった後は、県に報告する。

③ 報告は、高知県総合防災情報システムを優先利用する。

（2）報告すべき災害

報告すべき災害は、概ね次のとおりとする。

① 災害救助法の適用基準に合致するもの

② 法令等により県知事に報告しなければならないと定められているもの

③ 町が対策本部を設置したとき

④ 災害が当初は軽微であっても、今後拡大するおそれのあるとき

- ⑤ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- ⑥ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるとき
- ⑦ その他特に県から報告を指示されたもの

(3) 報告事項

- ① 災害の概況
 - ・災害が発生した場所、日時、種別等の概況
- ② 被害の概況
 - ・人的被害（死者、行方不明者、負傷者）、住家被害、その他
- ③ 応急対策の状況
 - ・特に救助、避難、警戒等の状況
- ④ 災害対策本部（水防本部を含む。）を設置又は解散したとき
- ⑤ 避難の勧告、指示を行なったとき及び避難所を開設したとき
- ⑥ その他必要事項

第4節 通信連絡

【実施責任者：事務局】

1 機能の確認と応急復旧

防災関係機関は災害発生後直ちに、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。また、通信事業者は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の災害対策用の通信の確保を優先して、応急復旧に努める。

2 通常の状態における通信連絡

通常の状態における通信連絡は、N T T回線、携帯電話、町防災行政無線及び県防災行政無線を活用して行う。

3 災害時における通信の確保

県防災行政無線の通信網に属する機関については、原則として防災行政無線により通信連絡を行うものとする。

(1) 公衆電気通信施設の利用

災害時優先電話又は他機関の専用電話を利用し、これにより通信を行う。

(2) 非常無線通信の運用

災害等により有線通信系が被害を受け不通となった場合、また、これを利用することが著しく困難な場合は、無線施設者に依頼し非常無線通信により行う。

4 通信施設の種別及び設置場所

(1) 有線通信施設

- ・ N T T加入一般電話

(2) 無線通信施設

- ① 安芸警察署
- ② 四国電力（株）室戸お客さまセンター
- ③ ㈱N T Tドコモ
- ④ K D D I ㈱
- ⑤ アマチュア無線局

5 防災行政無線の整備

災害情報等の迅速かつ的確な伝達を図るため、防災行政無線を整備し、適切に運用する。

(1) 移動系防災行政無線

- ・ 車載型、シーバー型（携帯用）

(2) 同報系防災行政無線

- ・ 屋外拡声子局、屋外再送信拡声子局、屋外再送信子局、戸別受信機

第5節 応援要請

自らの対応能力では対応できない場合には、災害対策基本法に基づき、関係機関等に速やかに応援の要請を実施する。また、応援の要請がなくとも被害の状況から支援が必要と思われる場合は、自主的な応援活動を心がける。

応援活動を円滑に実施するために、事前に結んである、協定や覚書等の内容の検証を行う。

【実施責任者：本部長・事務局】

1 応援要請の種別

- ① 他の市町村への応援要請（災害対策基本法第67条、高知縣市町村災害時相互応援協定等）
- ② 県への応援要請（災害対策基本法第68条、68条の2）
- ③ 指定行政機関等への職員の派遣要請（災害対策基本法第29条第2項）
- ④ 他の消防機関への要請（高知県内広域消防相互応援協定等）

2 要請の基準

本部長は、次に該当すると認められたときは、他の地方公共団体等の長に対して応援を要請する。

- ① 各班間の相互応援をもってしても、応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合
- ② 特別な技術、知識、経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合
- ③ その他本部長が応援要請の必要があると認めた場合

3 応援要請の方法

応援又は応援のあつせんを求める場合は、口頭又は電話でもって要請し、後日文書により改めて処理する。

4 自衛隊に対する災害派遣要請

自衛隊の派遣を要請する場合は、本章第29節「自衛隊への派遣要請」に基づき知事（危機管理・防災課）へ要請する。

5 災害関係民間団体等に対する応援要請

災害発生時に、町内にある防災関係民間団体に対する応援要請を円滑かつ適切に実施するため、これらの団体に応援要請方法について定めておく。

第6節 広報活動

災害の情報や被害の状況を迅速かつ的確に伝えることは、住民の無用な混乱を防ぎ、適切な判断を与える意味で重要である。

【実施責任者：広報班】

1 災害広報する内容

- ① 被害状況
 - ・ 人的、物的被害
 - ・ 公共施設被害等
- ② 気象情報
 - ・ 気象庁の発表する余震等に関する情報
- ③ 安否情報
 - ・ 死亡者の情報
- ④ 応急対策情報
 - ・ 応急対策の実施状況
- ⑤ 生活情報
 - ・ 電気、電話、ガス、水道等の復旧状況
 - ・ 避難所情報
- ⑥ 住宅情報
 - ・ 仮設住宅
 - ・ 住宅復興制度
- ⑦ 医療情報
 - ・ 診療可能施設
 - ・ 心のケア相談
- ⑧ 福祉情報
 - ・ 救援物資
 - ・ 義援金
 - ・ 貸付制度
- ⑨ 交通関連情報
 - ・ 道路規制
 - ・ バスの状況
- ⑩ 環境情報
 - ・ 災害ごみ
- ⑪ ボランティア活動情報
- ⑫ その他
 - ・ 融資制度
 - ・ 各種支援制度
 - ・ 各種相談窓口

2 庁内広報

各種の問い合わせに対応できる総合的な問い合わせ窓口を設置する。また、住民からの問い合わせに対し、誤った情報の提供による混乱のないよう、適宜の方法により、職員に対し災害の規模、今後の動向及び予想を知らせる。

3 報道機関への協力

報道機関に対する広報資料の積極的な提供により、住民への広報を図る。なお、放送局における町からの放送要請は、県における「災害時における放送要請に関する協定」に準じる。

災害対策本部からの発表は、本部長・副本部長、又は事務局長が行う。

4 広報資料の作成、収集

本章第2節「情報の収集・伝達」により、各班が収集した情報資料その他必要に応じ被災現地にて取材した資料とする。

5 被災者に対する情報伝達

要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した情報伝達を行う。

また、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体で情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

第7節 警戒活動

町、県及び四国地方整備局は、連携して気象等の観測情報を収集し、状況に応じた警戒体制を取る。

【実施責任者：民生班、水防班】

1 気象等の観測及び通報

(1) 河川・ため池水位

気象等の状況から洪水のおそれを察知したとき、又は洪水予報、水防警報を受けたときは、観測した河川の水位を県及び関係する他の市町村長へ通報する。

ため池管理者は、ため池水位が通報水位に達し、後に通報水位を下回るまで、町及び県に水位状況を通報する。

(2) 潮位

気象等の状況から高潮の恐れを察知したとき、又は異常な越波を認めた時は、その状況を県に通報する。

2 水防活動

(1) 水防活動

町長は、水防団に準備又は 出動の命令を出し次の水防活動を行う。

- ① 水防に必要な資機材の点検整備
- ② 区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報
- ③ 重要箇所を中心にした巡回
- ④ 異常を発見したときの水防作業と県への通報
- ⑤ 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援

(2) 在港船舶の対策指導

町又は県は高知海上保安部と連携して、港内の在港船舶の対策指導を行う。

(3) 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団（消防団）員自身の安全に留意して水防活動を実施する。

3 土砂災害警戒活動

土砂災害の危険箇所においてパトロールを実施し、前兆現象の把握に努め、必要に応じて警戒活動の実施区域の設定を行う。

4 高潮・高波警戒活動

高知地方気象台が発表した高潮警報、波浪警報、高波に関する高知県気象情報を受け取ったときは、必要な情報を住民に周知し、警戒活動を行う。

5 住民の避難が必要な場合の通報

町長、水防団長、消防機関の長は、堤防その他の施設が決壊したとき、また越水を確認したとき、直ちに住民に周知を図る。また、県及び氾濫のおそれのある隣接市町村並びに関係機関に通報する。

第8節 避難活動等

【実施責任者：民生班】

1 避難勧告・指示の実施責任者

[避難勧告・指示の実施責任者]

区分	実施責任者	根拠法
災害が発生し又は発生する恐れのある場合	町長又はその権限の委任を受けた者	災害対策基本法第60条
町長が避難の指示をすることが出来ない場合 又は町長から要請のあった場合	警察官 又は海上保安官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
洪水又は満潮による危険の場合	知事 又は知事の命を受けた者 及び水防管理者	水防法第22条
地すべりによる危険の場合	知事 又は知事の命を受けた者	地すべり防止法第25条
避難を要する場合に警察官がその場にいない場合	災害派遣された自衛官	自衛隊法第94条

2 避難勧告・指示

町長は、原則として「避難の勧告」を行うものとし、急を要するときは「避難の指示」を行うものとする。

危険地域の住民に対する避難勧告または、指示の伝達方法は次のとおりとする。

(1) 住民の自主的な避難

- ① 住民は、災害発生時には、あらかじめ町、自主防災組織等で決めた避難計画を参考に、自主的に避難する。
- ② 住宅密集地域での避難
 - ・火災が延焼拡大し、近隣住民などによる消火が不可能になった場合、住民は協力しあって、安全な場所へ集合する。
 - ・危険が予想されるときは、自主防災組織などの避難誘導者のもとに、住民は近くの避難場所へ移動する。
- ③ 津波及び山崩れの危険地域での避難

津波及び山崩れの危険地域などの住民は、出火防止の措置をした後に直ちに自主的に安全な場所へ避難する。
- ④ 任意避難地域での避難

住民は、災害が拡大して危険が予想される時は、各家庭ごとに自宅周辺の安全な場所へ自主的に避難し、指定緊急避難場所又は指定避難所へ移動する。この場合、自主防災組織などに、あらかじめ連絡をとる。

（２）広報

あらかじめ定めた広報の計画により、気象警報等の発表や雨量等の観測情報を防災行政無線や広報車で住民に広報する。

（３）緊急的な避難誘導

集中豪雨など急な災害が発生し、町の体制が整う前に危険が目前に迫っているとき、消防団は住民を避難誘導する。

（４）避難勧告（「避難勧告」・「避難指示」または「避難準備情報」）等

① 災害対策基本法第60条に基づく「避難勧告」又は「避難指示」

避難対象地区の住民に対し、防災行政無線放送・広報車又は伝達員などにより、次の事項を明確にして避難の勧告・指示を行う。なお、警察官又は海上保安官に対して、勧告・指示の協力を要請することもある。

- ・ 避難の理由
- ・ 避難の対象地域
- ・ 避難経路及び避難先
- ・ 避難の時期
- ・ 避難に際しての服装・携行品などの留意事項
- ・ その他必要な事項

② 避難準備情報

要配慮者、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対して、あらかじめ定めた判断基準に基づき、早めの段階で避難準備情報を発表する。

③ 避難誘導体制

ア) 避難の方法

- ・ 避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況により消防団・警察・防災関係者・地元自治組織などの協力を得て、組織的な避難誘導を行う。避難にあたっては幼児、妊婦、病人、障害者、高齢者を最優先とし、児童、虚弱者、女性を次に優先する。
- ・ 避難の勧告・指示が出された場合には、消防団員・警察官・自衛官などの協力を得て、住民が安全かつ迅速に避難できるように、避難誘導を行う。
- ・ 避難に際して指定緊急避難場所に集合した後、状況を見ながら指定避難所に避難誘導を行う。
- ・ 二次避難に際しては集落単位を原則とし、避難道路の要所ごとに誘導員をできるだけ配置し、避難者の通行を確保する。

イ) 避難人員等の把握

災害対策本部は、避難場所に職員を派遣し、避難人員、傷病者の有無、周囲の被害の状況など、安全度の確認を行う。

ウ) 避難者への注意事項

- ・ 避難に際しては、家の戸締まりの前に、ガス・水道・電気などの始末を行うこと

- ・ヘルメット・帽子・手袋・運動靴を身につけ、衣類で十分に身体を覆い、必要に応じて防雨・防寒着を携帯すること
- ・次のものを最小限として携帯すること
現金、預金通帳、印鑑、証書、その他貴重品
飲料水、2食程度の食料品、肌着などの身の回り品
携帯用ラジオ、携帯用照明器具、家庭医薬品など
- ④ 水防計画に基づく避難のための立ち退き
 - ア) 町長の指示
 - ・町が自ら管轄する堤防等が破堤した場合又は破堤の危険に瀕した場合、町長は、直ちに必要と認める区域の住民に対し立ち退き又はその準備を指示する。
 - ・町長は当該区域を所轄する警察署長に通知する。
 - ・町長は、実施した内容を県に報告する。
 - イ) 知事又はその命を受けた職員の勧告又は指示
洪水又は高潮等により非常に危険が切迫し人命の保護その他災害の拡大防止等のため必要が認められたとき、知事又はその命を受けた職員は、危険地域の居住者に対し立ち退きを勧告又は指示する。
- ⑤ 警戒区域の設定
災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、町長は、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域を設定する。

3 指定避難所の開設・運営

(1) 指定避難所の開設基準

災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合は、【指定避難所一覧表】に示す指定避難所のすべて又は一部を開設することとし、民生班長に開設の指示を行うものとする。

(2) 収容対象者

- ① 災害によって、現に被害を受けた者
 - ア) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
全壊（全焼）、流出、半壊（半焼）、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った場合
 - イ) 現に災害を受けた者
自己の住宅の被害に直接関係ないが現に災害に遭遇し速やかに避難しなければならない者（例）旅館、一般家庭の来訪客、通行人等
- ② 災害によって現に被害を受ける恐れがある者
 - ア) 避難勧告・指示が発令された場合
 - イ) 避難勧告・指示は発せられないが、緊急避難の必要がある場合
- ③ ライフラインが被害を受け、通常の生活が困難となった者

（３）指定避難所の開設方法

① 勤務時間内の場合

- ア) 指定避難所の管理責任者に連絡し、開設させる。
- イ) 避難者が収容された場合は、施設管理者は災害対策本部に連絡し、指示を受けるものとする。ただし、災害対策本部と連絡が取れない場合等は、施設管理者の判断で指定避難所を開設するものとする。
- ウ) 指定避難所開設の要請後、直ちに、民生班員を派遣し、指定避難所運営にあたるものとする。

② 勤務時間外の場合

- ア) あらかじめ指名された民生班員は、本部の指示又は被害の状況等から、避難者の収容が必要であると判断した場合は、直ちに、指定避難所に参集し、指定避難所の開設・運営にあたるものとする。
- イ) 開設後に、直ちに避難状況等について民生班長に連絡するものとする。

（４）指定避難所の運営管理

民生班員は、民生班長の指示のもと、各指定避難所において適切な管理運営を行わなければならない。

また、指定避難所における情報の伝達、飲料水、食料等の配布、環境管理等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得られるよう努めなければならない。

① 指定避難所における役割分担

ア) 指定避難所の管理責任者

発災直後においては、民生班員があたるものとし、報告を受けた民生班長は、全体的な開設状況を取りまとめた後、災害対策本部事務局に連絡するものとする。

- ・ 開設の時刻、場所又は施設名
- ・ 収容人員
- ・ 給食の要否等、緊急又は必要事項

イ) 施設管理者

施設の管理者（学校長等）は、施設の避難利用者に対して助言するほか、指定避難所運営に協力するものとする。

ウ) 運営主体

指定避難所の運営及び責任は町が負うものとする。ただし、指定避難所運営が長期にわたる場合は、自主防災組織等に委ねた運営方法等について検討する。

エ) ボランティア

日本赤十字社ボランティア、避難住民等のボランティアは、管理責任者と協議・協力して指定避難所運営を補助するものとする。

② 指定避難所の運営

ア) 避難者の受け入れ等

- ・ ボランティア等、避難所運営への協力者の募集
- ・ 指定避難所での避難・収容エリアの確保

- ・指定避難所の施設・設備等の被災状況調査
- ・指定避難所の机、椅子等は片づける
- ・避難者を避難場所（エリア）に誘導、案内
- ・避難者名簿の作成
- ・避難者の避難状況等の避難所班長への連絡

イ) 避難者の世話及び運営

- ・生活必需物資等の調査（ニーズ調査）
- ・要配慮者等の把握
- ・社会生活班から救援物資、食料等の受け取り・配布
- ・円滑な指定避難所運営を行うためのルール、マナー作り（リーダーの選出を含む）とその周知・指導
- ・災害対策本部との連絡・調整
- ・その他、指定避難所運営全般に関すること。

ウ) 指定避難所の管理

指定避難所の開設が長期にわたる場合は、避難所の管理・運営に名簿が特に必要になるため、名簿の作成・管理には正確を期するものとする。また、入退所の確認は常に定期的に実施するものとする。（1日1回）

- ・「入退所」記入用紙を配布、回収する。
- ・回収した用紙は、避難者名簿に整理記入する。
- ・避難者が退所又は転所した場合は、必ず届け出るよう指導する。
- ・避難者名簿（避難者数）は、定期的に本部に連絡するものとする。

エ) 指定避難所の環境保護等

民生班員は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化、プライバシー保護、保健・医療等にも配慮しなければならない。

オ) 避難者情報の管理

- ・民生班長は、各指定避難所において作成している避難者名簿を定期的に報告、又は回収し、町内の避難者の情報を統括、管理するものとする。
- ・民生班長は、応急対策活動、避難者の自立支援等を実施するための資料として、避難者情報を事務局に連絡する。
- ・事務局は、避難者情報等の情報を収集する必要がある場合は、民生班長に調査の依頼を行う。

（5）要配慮者への対応

- ① 管理責任者は、指定避難所を開設した場合は、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等の聞き取り調査を行う。
- ② 管理責任者は、この結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需物資等を民生班に要請するほか、指定避難所内でも比較的落ち着いた場所等の提供に配慮する。
- ③ 状況に応じて、老人福祉施設、病院、福祉避難所等への移動を調整する。

（６）医療・保健体制

- ① 民生班は、避難所生活が長期化すると予想される場合は、指定避難所に保健師、看護師を常駐又は巡回させ、避難者の健康管理にあたるものとする。また、指定避難所への巡回医療のため医師の派遣、精神ケア等についても配慮する。
- ② 管理責任者は、指定避難所の良好な衛生状態を確保するため、生活用水の確保とともに、仮設トイレ、生活ゴミ処理体制を早急に整えるものとする。

（７）指定避難所生活の長期化への支援

民生班は、避難所生活が３日以上となる場合は、「生活機器等の提供」「入浴支援」「洗濯支援」等の避難生活支援対策を考慮し、適切な措置を講じる。

（８）プライバシーの保護

民生班は、避難生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー保護対策を講じる。また、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

（９）家庭動物への対応

必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースや飼育用のゲージ等の確保、周囲に迷惑をかけずに飼い主と家庭動物が同じ避難所で生活ができるよう支援する。

（１０）指定避難所の閉鎖

本部長は、避難者及び指定避難所の運営状況等を考慮し、又は、別の指定避難所への転所、応急仮設住宅への入所の措置を行い、指定避難所の開設の必要がなくなつたと判断した場合は、開設した指定避難所の全部又は一部を一斉又は順次閉鎖する。ただし、閉鎖する場合においては、避難者の生活・自立支援のため施策等を可能な限り実施する。

【指定避難所（収容避難所）一覧】

避難場所	電 話	建物構造	床面積	収容人員	備考
奈半利町民会館	38-8188	鉄筋コンクリート	290	90	
保健センター	38-3451	〃	275	90	
福祉センター	38-4204	〃	189	60	
町役場	38-4011	〃	77	25	
奈半利認定こども園	38-7955	鉄筋コンクリート	615	200	
奈半利小学校校舎	38-4704	〃	941	310	
奈半利小学校体育館	〃	鉄 骨 造	671	220	
奈半利中学校校舎	38-4909	鉄筋コンクリート	518	170	
奈半利中学校体育館	〃	鉄 骨 造	587	190	
加領郷小学校校舎	38-4951	鉄筋コンクリート	260	80	
加領郷小学校体育館	〃	鉄 骨 造	297	90	
加領郷漁民センター	38-6776	鉄筋コンクリート	235	70	
車瀬老人いこいの家	-	木 造	30	10	
中里集会所	-	〃	26	5	
百石集会所	-	〃	56	15	
樋ノ口いこいの家	-	〃	30	10	
下長田集会所	-	〃	29	5	
平松集会所	-	〃	42	10	
コミュニティセンター	-	〃	76	25	
法恩寺集会所	-	〃	30	10	
第一集会所	-	〃	45	15	
第二集会所	-	〃	33	10	
第三集会所	-	〃	41	10	
六本松集会所	-	〃	20	5	
平集会所	-	〃	23	5	
宇川集会所	-	〃	24	5	
須川集会所	-	〃	18	5	
久礼岩地区集会所	-	〃	19	5	
大原西ノ平生活改善センター	-	鉄 骨 造	40	10	
生活体験学校	38-3333	木 造	77	25	
消防団第1分団屯所	38-3714	鉄 骨 造	34	10	
消防団第2分団屯所	38-7099	〃	31	10	
消防団第3分団屯所	38-3717	〃	40	10	
みんなのうちに	38-7337	木 造	70	20	
ホテルなはり	38-5111	鉄 骨 造	243	80	

【指定緊急避難場所（一時避難場所）一覧】

名 称	避難対象地区名
奈半利小学校	立町、横町
奈半利中学校	横町、港町
奈半利町民会館	立町
奈半利駅	立町、港町
1号避難タワー	東浜
2号避難タワー	立町、東町
3号避難タワー	東町、下長田
4号避難タワー	横町
5号避難タワー	上長田、下長田、横町
6号避難タワー	上長田、下長田、横町
横町団地	横町
横町第2団地	横町
天神北団地1号棟	東浜、立町
シディカ岡	平松
野根山街道登り口	東町
麓桜の広場	百石
多気ヶ丘公園	桶ノ口、上長田、下長田
八幡様	東浜、宮ノ岡、法恩寺
六本松高台	六本松
須川集会所	須川
加領郷小学校	加領郷
愛光園周辺	生木、平松、弓場、法恩寺、東浜、宮ノ岡
福祉センター	立町、弓場

第9節 災害拡大防止活動

災害発生後、被害の拡大を防止するための活動を緊急に実施する。

1 消防活動

【実施責任者：水防班・消防班】

- ① 住民、自主防災組織等は、周辺地域の初期消火に努める。
- ② 消防機関は、人命の安全確保のための消火活動を優先的に実施する。
- ③ 必要に応じて、他市町村及び県に応援の要請をするものとする。

2 人命救助活動

【実施責任者：水防班・消防班】

人命の救助は、全ての活動に優先するため、各種活動は「人命救助活動」の妨げとなる場合は、規制を行う。

- ① 住民、自主防災組織等は、地域の救助活動に努める。
- ② 町、県、県警察は、住民、自主防災組織等と協力して救助活動を実施する。
- ③ 海上における救助活動は、高知海上保安部が実施する。

3 被災建築に対する応急危険度判定

【実施責任者：建設班】

活動計画に基づき応急危険度判定を実施するが、必要に応じて県等に応援要請する。

- ① 被災建築に対する応急危険度判定実施体制を確立する。
- ② 町は、実施本部を設置し、判定実施計画を作成のうえ、必要に応じて県へ派遣要請など支援要請をし、判定実施計画に基づき判定を実施する。

4 被災宅地の応急危険度判定

【実施責任者：建設班】

活動計画に基づき被災宅地の応急危険度判定を実施するが、必要に応じて県等に応援要請する。

- ① 被災宅地危険度判定実施体制を確立する。
- ② 町は、実施本部を設置し、判定実施計画を作成のうえ、必要に応じて県へ派遣要請など支援要請をし、判定実施計画に基づき判定を実施する。

第10節 緊急輸送活動

【実施責任者：事務局】

被災地の避難輸送や災害対策用の資材・救護物資などの緊急輸送は、災害対策本部が担当する。輸送の確保が困難な場合には、県及びその他の関係機関の応援を求めて、実施する。

1 実施内容

災害時における輸送活動は、以下のとおりとする。

(1) 被災者の避難・救助

- ① 被災者の救出に必要な物資及び人員の輸送
- ② 被災者の生活に必要な食料・生活必需品などの輸送

(2) 医療・防疫

- ① 重傷者・急病患者の輸送
- ② 医療・防疫に必要な医薬品、資材などの輸送

(3) 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理に必要な人員・資材などの輸送

(4) 遺体の捜索・処置

遺体の捜索・移送・処置に必要な人員・資材などの輸送

2 輸送方法

(1) 車両・要員の確保

町公用車だけの輸送が難しい場合は、臨時に車両の調達や人夫の雇い入れを行う。

(2) 臨時ヘリポートの利用

国道55号が途絶して輸送が困難な場合は、奈半利港の緑地公園を臨時ヘリポートとして利用し、負傷者や災害救援物資などの緊急輸送を行う。

(3) 奈半利港の利用

奈半利港は耐震性の岸壁が整備されていることから、国道55号の途絶時には、高知海上保安部及び奈半利漁協にも協力を願い、海上輸送も行う。

第11節 交通確保対策

【実施責任者：建設班】

1 交通規制等

風水害等の災害時の交通混乱に対処し、応急対策の的確な実施を確保するため、交通規制措置等について定める。

区分	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 県知事 町長	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認めるとき。 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認めるとき。	道路法 (46条)
警察	公安委員会 警察署長 警察官	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路においての交通の危険が生じ、又はその恐れがあると認めるとき。	災害対策基本法 (76条) 道路交通法 (4・5・6条)

2 道路、橋梁の危険箇所の把握

(1) 町の管理する道路の措置

町の管理する道路の破損、決壊、橋りょうの流失その他交通に支障のおそれのある箇所を把握し、災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、調査及び点検を実施する。

(2) 危険箇所の報告のための啓発

住民に対し、道路の決壊、橋りょうの流失等災害が発生した場合は、直ちに町に報告するよう常に啓発していく。

3 応急措置

(1) 町の管理する道路の応急措置と迂回路の確保

町が管理する道路に災害が発生した場合は、直ちに応急措置を行い迂回路の有無を調査し、迂回路がある場合は代替道路として利用し交通の確保を図る。

(2) 応援要請

災害の状況により応急措置が不可能な場合、あるいは大規模な対策を必要とするときは、自衛隊に対し災害派遣の要請を行い応急復旧を図る。自衛隊派遣要請は本章第30節「自衛隊への派遣要請」による。

第12節 障害物除去

【実施責任者：建設班】

1 障害物除去の対象

障害物の除去は以下の場合に行い、原状回復ではなく、応急的な除去に限るものとする。

- ① 住民の生命、財産等の保護のため、除去を必要とする場合
- ② 河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため、除去を必要とする場合
- ③ 緊急な応急措置の実施のため、除去を必要とする場合
- ④ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

2 実施機関

- ① 緊急な応急措置を実施するため、障害となる工作物等の除去は、町が行う。
- ② 道路、河川等にある障害物の除去等は、その維持管理者が行う。
- ③ 山・がけ崩れ、浸水、津波等により、住家、あるいはその周辺に運ばれた障害物の除去は、町が行う。
- ④ 施設敷地内の障害物の除去は、その敷地の所有者、又は管理者が行う。
- ⑤ 本町だけで実施困難な場合は、知事に対し応援協力を要請するとともに、自衛隊に対して派遣要請も行う。
- ⑥ 高知県建設業協会等に応援要請を行う。

第13節 飲料水、食料、生活関連物資の供給

【実施責任者：民生班、建設班】

1 飲料水の供給

【実施責任者：建設班】

(1) 給水活動の実施

- ① 被災者への応急給水を迅速に実施する。
- ② 必要に応じて近隣市町村及び県に応援要請する。

(2) 給水施設の応急復旧

- ① 直ちに被害状況を調査し、復旧の計画を策定、公表する。
- ② 必要に応じて近隣市町村及び県に応援要請する。

2 食料の供給

【実施責任者：民生班】

(1) 応急各種食料

- ① 町内で確保する。
- ② 町内確保が困難な場合は、他の市町村、県に斡旋を依頼する。
- ③ 調達の際には要配慮者の特性や栄養バランスに配慮する。

(2) 炊き出し

- ① 住民、自主防災組織、ボランティアなどと協力して炊き出しを実施する。
- ② 必要に応じて、日本赤十字社高知県支部に応援を要請する。

(3) 緊急食料の配布

- ① 対象者、配布内容、配布場所、配布時間を明らかにした配布計画を作成の上、被災者及び、関係者に周知する。
- ② 配布に当たっては、地域住民、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、迅速、正確、公平に配布する。
特に、要援護者への配布には配慮する。

3 生活関連物資の供給

【実施責任者：民生班】

- ① 地震・津波により生活必需品を失った被災者に対し給付、貸与を行う。
- ② 被災者の生活の維持のため必要な燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。その際には、要配慮者の特性や、男女のニーズ等様々な視点に配慮する。

- ③ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。
- ④ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者に対しても物資等が供与されるよう努める。
- ⑤ 生活必需品については、日本赤十字社高知県支部に配布の要請をすることができる。
- ⑥ 町内で調達が困難な場合は、不足分を県に要請する。

第14節 医療救護対策

【実施責任者：民生班】

1 医療救護の対象者

(1) 医療救護の対象者

医療救護対象者は、以下のとおりとする。ただし、軽易な傷病で家庭救護で対応できる程度の者を除く。なお、高齢者や障害者など要配慮者及び災害時の異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者に関する対策は、別に定める。

- ① 直接の災害による負傷者
- ② 人工透析等医療の中断が致命的となる患者及び日常的に発生する救急患者

(2) 医療救護対象者の区分

- ① 重症患者 生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者
- ② 中等症患者 多少治療の時間が遅れても、生命に危険はないが入院治療を必要とする者
- ③ 軽症患者 上記以外の者で医師の治療を必要とする者

2 医療救護施設の設置

地震被害想定に基づく傷病者を救護するための医療救護施設として、医療救護所及び救護病院を次のとおり設置する。

(1) 医療救護所

医療救護所は、救護病院等後方病院へ円滑に医療救護対象者を搬送するため、原則として中等傷患者に対する処置及び重傷患者に対する応急処置を行う（収容は行わない）。この他、必要に応じ軽症患者に対する処置も行う。

- ① 設置及び組織
 - ・ 設置場所： 愛光園（奈半利町乙 478 番地 1）
 - ・ 医療救護所の管理者は、医師とし、本部長の指示により活動する。
 - ・ 医療救護所の医療体制は、原則として医師 1 名、看護師 3 名、薬剤師 1 名、補助者 3 名で構成する。
- ② 担当業務
 - ・ 重症患者者、中等症患者、軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）
 - ・ 中等症患者及び重症患者の対応処置及び軽症患者に対する処置
 - ・ 救護病院等後方病院への患者搬送の手配
 - ・ 医療救護活動の記録
 - ・ 遺体搬送の手配
 - ・ その他必要な事項
- ③ 運営
 - ・ 地震が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう設備の備蓄に努めるとともに常に設備の点検を行い、また、その措置等も迅速に行うこととする。
 - ・ 医療救護所を担当する医療チームは、地震発生後、本部長指示のもと速やかに所定の医

療救護所に集合し、医療救護活動を開始することとする。

- ・医療救護所における医療救護活動は、24 時間体制とし、原則として2 交代制をとることとする。
- ・医療救護所の管理者は、被災等により、その機能に支障を生じたと認める場合には、災害対策本部に必要な措置を要請する。
- ・医療チーム等の給食・給水については、災害対策本部が指定避難所に係る措置と併せて行う。

④ 施設設備

- ・医療救護所の施設は、耐震性が確保されている建物とする。
- ・医療救護所の設備は、概ね次のとおりとする。

◇テント、簡易ベット

◇医療機材、医薬品等

J M 3 セット、外傷用医薬品、応急処置用医薬品等

◇担架、発電機、投光器、机、椅子、掲示板、殺菌ペットボトル（水）、通信機、トリアージタグ、ロープ・文具等消耗品

（2）救護病院

救護病院は、重症患者及び中等症患者処置及び収容を行う。中等症患者については、重症患者の収容スペースを確保するため、可能なかぎり帰宅させることとする。

① 設置及び組織

- ・既存の病院で地震発生時に医療救護活動が実施可能な病院の中から、当該病院の管理者とあらかじめ協議して救護病院を指定する。

田野病院（安芸郡田野町 1414 番地 1）を救護病院として指定するものとする。

- ・救護病院の組織は、既存病院の組織をもって充てる。
- ・救護病院のスタッフについて、当該管理者とあらかじめ協議して掌握することとする。
- ・救護病院における医療救護活動が円滑に遂行できるよう、その補助者の配置に配慮する。

② 担当業務

- ・トリアージ
- ・重症患者及び中等症患者の処置及び収容
- ・災害支援病院、広域災害支援病院への患者搬送の手配
- ・医療救護活動の記録
- ・遺体搬送の手配又は遺体の検案
- ・その他必要な事項

③ 運営

- ・救護病院の管理者は、あらかじめ医療従事者等職員の集合方法、役割ローテーション施設整備の利用方法等地震発生時における医療救護活動に関する計画を作成する。計画策定にあたっては、町とあらかじめ協議する。
- ・救護病院の管理者は、地震発生後直ちに院内状況を調査し施設設備の被害状況、支援情報、要請情報等を災害対策本部に報告する。
- ・救護病院の管理者は、被災により病院の機能に支障が生じたと認める場合には災害対策本部に必要な措置を要請する。

- ・医療救護活動は、本部長の指示により開始するが、救護病院の管理者は当該病院周辺の被害状況等から判断して、医療救護活動を開始することができる。この場合、当該病院の管理者は速やかにその旨を本部長に報告する。
- ・救護病院は、災害医療救護活動を優先し、24時間の診療体制とする。

④ 施設設備

- ・救護病院の施設整備は、町が指定した当該病院の施設設備をもってこれに充てる。
- ・救護病院の管理者は、施設設備の耐震化やライフラインの確保に努める。
- ・医薬品、給食、給水等については、町が当該病院の管理者と協議し、あらかじめ備蓄するなど計画的な措置を講ずる。

3 救護体制の状況報告

本部長は、地震が発生した場合、医療救護施設（災害支援病院及び広域災害支援病院を除く）の救護体制の状況を県災害医療対策支部を経由して県災害医療対策本部に報告する。

4 傷病者の搬送体制

地震発生時に患者搬送を円滑に行うため、必要な車両、搬送要員、機材及びヘリポート等の確保に努め、実施に当たっては、自主防災組織又は町の消防機関が行う救急業務を含め、弾力的に対応する。

ヘリポート（運動広場等ヘリポートとして使用可能な場所を含む。）を指定した場合、あらかじめ県災害対策支部を経由して県災害対策本部に報告するものとする。

地震発生時には、安全管理体制を整えた使用可能なヘリポートを高知県災害対策支部を経由して県災害対策本部に報告する。

（１）搬送体制

- ① 被災場所から医療救護所、救護病院へ搬送する場合は、原則として自主防災組織で対応するものとし、平常時から自主防災組織に対し、車両等の利用が可能な場合と不可能な場合とを想定し、搬送計画を策定するよう指導に努めるものとする。
- ② 重傷患者を医療救護所から救護病院へ搬送する場合は、災害対策本部員が対応するものとする。
- ③ 重傷患者を救護病院から他の市町村の救護病院又は広域救護病院へ搬送する場合は、災害対策本部員が対応するものとする。

（２）搬送の組織

以下に掲げる組織が連携を図り、搬送体制において不備のないよう努める。

- ① 自主防災組織
- ② 災害対策本部員
- ③ 消防団

（3）搬送の方法

- ① 車両等の利用が可能な場合は、以下の方法で搬送するものとする。
 - ・町が指定した緊急車両
 - ・自主防災組織及び消防団が有する車両
- ② 車両等の利用が不可能な場合は、以下の方法で搬送するものとする。
 - ・担架等により人力で搬送

5 応援の要請について

町において医療などの十分な確保が困難な場合は、高知県災害医療対策安芸支部（安芸福祉保健所）へ応援を要請し、必要な支援を受けるものとする。

6 災害医療体制

（参照 第2章第5節2（5）災害時医療体制図）

第15節 消毒、保健衛生対策

被災時には、衛生条件の悪化に伴い、食中毒や伝染病の発生が予測されることもありうるので、その防止に向けて必要な措置をとらねばならない。

【実施責任者：民生班】

1 衛生活動

- ① 被災地域の衛生状態を把握する。
- ② 消毒活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達する。
- ③ 関係機関の協力を得て、防疫活動を実施する。
 - ・ 伝染病患者及び保菌者の家屋内外を、清掃及び薬品による消毒を実施する。範囲が広範に及ぶ場合には保健所の指導のもと、消毒活動を実施する。
 - ・ 汚染地域の蚊、ハエ等の発生場所に対して薬品を散布し、必要に応じてねずみの駆除を行う。

2 保健活動

- ① 被災地域の住民の健康状態を把握し、心のケアを含めた対策を行う。
- ② 保健活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達する。
- ③ 関係機関の協力を得て、保健活動を実施し、要配慮者については、その特性に配慮する。
- ④ 住民の健康状態をもとに、必要に応じて医療機関や福祉保健所、介護福祉の関係機関へのつなぎを行う。
- ⑤ 保健婦を中心にして、患者の発見に努め、発見した場合は感染源の調査を行う。
- ⑥ 被災地に伝染病患者が発生、又は保菌者が発見された場合は、安芸福祉保健所の協力を得て、速やかに公立施設に隔離収容の措置をとる。
- ⑦ 指定避難所の開設後は、できるだけ早く収容者の健康診断及び検病調査を行う。

第16節 災害廃棄物処理

被災地では大量のゴミや、し尿及び倒壊物、落下物などで道路交通などに著しい障害を及ぼすおそれがあるので、これらを速やかに除去することが必要となる。

【実施責任者：民生班】

1 し尿の処理

- ① し尿処理施設の被害状況及び指定避難所の避難者数を把握する。
- ② 汲み取りを要する地域の優先度を設定する。
- ③ 処理に必要な人員、物資を調達する。
- ④ 必要に応じて近隣市町村及び県に応援を要請する。
- ⑤ し尿処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。
- ⑥ し尿処理を計画的に実施する。

2 生活系ごみ（生活ごみ及び粗大ごみ）の処理

- ① 被害状況から災害時の生活系ごみ、がれき等の量を想定する。
- ② 処理に必要な人員、物資を算定し、調達する。
- ③ 必要に応じて近隣市町村及び県に応援を要請する。
- ④ 生活系ごみ、がれき等処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。
- ⑤ 生活系ごみ、がれき等処理を計画的に実施する。

3 倒壊家屋等からのがれきの処理

- ① 廃棄物発生現場における分別を徹底するとともに、可能な限り再利用を図る。
- ② 解体工事等にあたっては、アスベスト、粉塵その他有害物質の飛散防止に努め、適正な処理を行う。

4 応援要請

災害廃棄物の排出量と処理能力を勘案して、処理が難しいと判断したときは、近隣市町村及び県に処理の応援を要請する。

5 報告

被害状況を把握し、その概要を保健所に報告するとともに、防疫活動を実施したときは、その概要もあわせて報告する。

第17節 遺体の検案等

【実施責任者：民生班、県、警察】

1 遺体の搜索

- ① 町は、警察、海上保安部等の協力のもと遺体を搜索する。
- ② 警察等は、遺体を発見した場合又は遺体発見の届出を受けた場合は、関係法令の定めるところにより必要な措置を行う

2 遺体の検案

- ① 遺体の検案は関係法令に基づき、原則として県警察の検視班の指示により町の設置する検案所で医師が行う。
- ② 迅速な検案を実施するため、検案所の環境整備を行う。身元確認作業等については、必要に応じ歯科医師の協力を得るものとする。
- ③ 遺体の身元の識別又は埋葬が行われるまでの間、遺体は町の設置する安置所に集め一時保存する。
- ④ 検案実施後、迅速に遺体を安置し、遺族への対応を円滑に行う必要があるため、検案所は安置所と連動できる場所にする。

3 遺体の埋葬

- ① 火葬場や、柩等埋葬に関する手配を速やかに行う。
- ② 火葬場が不足する場合には、県及び他市町村との調整を行う。
- ③ 亡くなられた方の遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は遺族がいない場合は、応急的に火葬又は埋葬を行う。
- ④ 遺族が判明していない場合の遺骨は、寺院等に一時保管を依頼する。また、遺骨の引き取り者のない場合は、無縁墓地に埋葬又は納骨堂に収蔵する。

第18節 犬、猫、特定動物等の保護及び管理

【実施責任者：民生班】

1 町の活動

- ① 指定避難所、仮設住宅へのペット同行避難者の受け入れを支援する。
- ② 地域における被害動物相談及び災害死した動物の処理を行う。
- ③ 動物救護本部が動物救護施設を町内で開設する場合は建物又は用地の確保等に協力する。

2 民間団体の活動

負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、動物救護施設に収容されている動物の飼育管理や健康管理を行う。

第19節 建築物・住宅応急対策

【実施責任者：建設班】

1 応急仮設住宅の設置

- ① 災害により居住する住家がなく、自らの資力では住宅を得ることが出来ない方に対して、速やかに応急仮設住宅を建設する。
- ② 応急仮設住宅の建設に際しては、高齢者、障害者等の要配慮者に配慮した構造、設備とする。
- ④ 応急仮設住宅の構造は、プレハブ又は木造とし、1戸建て、長屋建て式とする。
- ⑤ 応急仮設住宅の入居に際しては、円滑な入居ができるよう努める。入居者については、被災者の資力、その他の生活条件を調査した上で決定する。

2 住宅の応急修理

- ① 住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急処理ができない方に対して居住に必要な最小限の応急修理を行う。修理は材料提供でなく、建設業者により工事を行う方法とする。
- ② 自らの資力では応急修理ができない者で、災害救助法の基準を参酌し決定する。

3 資材等の確保

- ① 建設・修理を実施する建築業者が資材・労務等の確保が困難な場合にあつせんする。
- ② 資機材が不足し、調達のある場合には、県に資機材の調達を要請する。

4 応急仮設住宅の運営管理

- ① 応急仮設住宅は、原則として町営住宅の管理に準じて行う。ただし、応急仮設住宅を供与できる期間は、竣工の日から2カ年以内とすることを徹底して、早い機会に他の住宅に転居することを義務づける。
- ② 応急仮設住宅における安心、安全の確保、孤立死や引きこもりなどの防止及び住民のための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、生活者の意見を反映できるように配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

5 公営住宅等への入居あつせん

- ① 公営住宅に空き部屋がある場合、被災者用応急住宅としての一時使用をあつせんする。
- ② 町営住宅の応急修理は、民生班が被害状況を掌握し、緊急の度合いにより優先順位を設けて実施する。

6 野外施設の設置

長期的な避難生活として施設が不足する場合は、臨時的に野外に避難施設を設置する。

7 広域的な避難

管内で指定避難所等が確保できない場合は、県に支援を要請する。

第20節 ライフライン等施設の応急対策

1 簡易水道施設

【実施責任者；建設班】

（１）実施内容

- ① 施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施する。
- ② 施設の復旧計画を作成し、復旧見込みを広報する。
- ③ 関係機関の協力を得て復旧を実施する。

2 電力施設

【実施責任者：四国電力（株）】

（１）実施内容

- ① 広報の実施
 - ・電力事業者は、被害の概況、復旧見込みについて公表する。
 - ・被災地区については、被害概況等に加え、注意事項などきめ細かい情報を提供する。
- ② 要員・資材の確保
 - ・被害の重要度・状況等に応じ、要員を効果的に投入し早期復旧を図る。不足する場合は、必要に応じ関係事業者や県内外の他機関の応援を要請する。
 - ・災害対策用備蓄資機材・一般保守用予備資材を優先使用し、不足する場合は、災害地区外で保有する資材を投入する。また、状況に応じ関係事業者や県内外の他機関に緊急転用措置を要請する。
- ③ 保安対策
 - ・送電を継続することが危険と認められる場合又は防災関係機関から要請があった場合には、予防停電を実施する。
 - ・予防停電は、被害の状況及び地域住民の影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、時間の短縮に努めるとともに、実施後、必要に応じ技術員を現場に派遣して、電気施設保安のため必要な措置を実施する。
 - ・送電を再開する場合は、現場巡視等必要な措置を取った後実施する。
- ④ 供給設備の復旧
 - ・被害状況・優先順位を見極めながら、公共保安の確保に必要な災害応急活動の拠点等について、関係機関と協力し、可能な限り優先して電気供給施設の復旧を実施する。
 - ・仮復旧工事に引き続き本工事を実施する。

3 ガス（プロパン）施設

【実施責任者：（一社）高知県LPガス協会】

（１）実施内容

ガス事業者は、災害対策委員会規程に基づき、ガスの製造、供給、保安体制等について、

次の措置を行う。

① 広報の実施

- ・ガス事業者は、被災地区については、被害概況等に加え、注意事項などきめ細かい情報を提供する。

② 要員の確保

- ・動員計画に基づき要員の確保に努める。
- ・不足する場合は、ガス事業者では各ブロック等へ応援を要請する。

③ 指定避難所への支援

- ・ガス事業者は、各ブロックにより指定避難所での炊出し、給湯の支援を行います。

④ 保安対策及び復旧対策

- ・保安上必要なものから優先的に復旧工事を実施します。

4 通信施設

【実施責任者：西日本電信電話（株）等通信事業者】

（１）実施内容

- ① 通信事業者は、施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施する。

- ② 施設の復旧計画を作成し、復旧見込みを広報する。

- ③ 関係機関の協力を得て復旧を実施する。特に西日本電信電話（株）については、防災業務計画に基づき、次の事項を実施する。

ア）災害対策本部の設置

総合的に対応できる災害対策本部又はこれに準ずる組織を設置する。

イ）通信のそ通に対する応急措置

通信の途絶の解消、ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

ウ）設備の復旧

被災した電気通信設備の復旧は、契約約款に定めるところの復旧順位に従い、原則として西日本電信電話（株）の標準的復旧方法により行う。

エ）復旧に関する広報

復旧状況は、広報車、ラジオ・テレビ放送、新聞掲載等を通じ広報を行う

第2 1 節 教育対策

【実施責任者：教育班】

1 応急復旧措置

(1) 教育施設・設備の応急復旧

- ① 応急修理等により教育の実施に必要な施設・設備の確保に努める。
- ② 校舎の全部又は大部分が被害を受けた場合は、早急に再建の計画を立てる。

(2) 応急教育の実施

校舎が使用不能となった場合は、最寄りの学校・公共施設等を使用して、教育が中断しないように努める。

(3) 応急教育の方法

臨時休校の措置をとった場合は、振り替え授業を実施する。また、異なった教育環境を配慮し、授業を実施する。

(4) 授業料の減免と育英資金の貸付

- ① 条例等の規程によって授業料の減免の措置を取る。
- ② 育英資金の貸付について特別の措置を取る。

(5) 学校給食

- ① 学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急修理を行い、給食の実施に努める。
- ② 指定避難所として使用される場合は、非常給食と学校給食の調整に留意する。

(6) 教育実施者の確保

被災した学校以外の学校職員の臨時配置及び補充措置により教育実施者を確保する。

2 教材・学用品等の調達及び配分方法

調達計画に基づき調達し、災害救助法の基準に基づき配分する。

3 学校安全対策

(1) 事前対策

- ① 防災教育を推進し校内防災組織を整備するとともに、災害の発生に対処する訓練を実施する。
- ② 児童生徒、教職員等の安全確保の方策や保護者への連絡方法、保護者への児童生徒の引渡し方法等の計画を、災害発生時刻別（在校時、登下校時、休日等）に作成し、児童生徒、保護者、教職員に周知徹底する。
- ③ 児童生徒、教職員等に負傷者が生じた場合に適切に対応できるように、校医、医療機関との連絡体制の整備に努める。
- ④ 電話だけでなく、多様な連絡手段の整備に努める。

- ⑤ 校舎内外の施設・設備の安全点検を確実にを行い、戸棚、靴箱、体育用具等の倒壊防止、建具、掲示物、その他の落下防止、避難通路の障害物の除去等に努める。

(2) 事後対策

- ① 災害の規模、児童生徒及び教職員等並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会に報告する。
- ② メンタルケアを必要とする児童・生徒、教職員に対し、関係機関との連携のもとに相談事業や研修会を実施する。

第22節 文化財保護対策

災害発生後には文化財の被害状況（転倒、倒壊状況等）を調査し、これに基づき必要な措置を講ずる。

文化財を災害から保護するため、年1回以上その管理状況（転倒、倒壊対策状況、消防設備の整備状況等）を調査し、これに基づき必要な措置を講ずる。

【実施責任者：教育班】

第23節 労務の供給

【実施責任者：民生班】

1 民間協力体制

（1）従事協力命令

災害応急対策の実施のため人員が不足し、緊急に確保の必要が生じた場合は、関係法令に基づき、住民等に労務の提供を求める。

（2）日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団等の協力

日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団や他のボランティア団体等から労務の提供の申し入れがあったときには、効率的な労務の提供が受けられるよう調整に努める。

（3）労働力の確保

労働力を確保するために、事前に定めた手続き、業務内容、受入体制に従い、実施する。

2 職員の派遣要請

災害対策基本法第29条の規定に基づき、必要に応じて県及び他市町村の職員の派遣要請を行う。

第24節 要配慮者への配慮

【実施責任者：民生班】

1 安否の確認と救出

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

2 避難所における対策

避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅への供与に当たっては、配慮者に十分配慮する。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

3 相談事業の充実

災害時においても、地域全体として必要な福祉サービスが維持できるように、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等と調整して代替的な方法等を検討する。

第25節 災害応急金融対策

1 実施機関

【四国財務局高知財務事務所、日本銀行高知支店、金融機関等】

2 実施内容

（１）現金供給の確保及び決済の機能の維持

- ① 金融当局は、現金の供給安定と決済機能維持のための必要な措置を講じる。
- ② 関係行政機関は、現金輸送における警備、通信の確保等において支援する。

（２）金融機関の業務運営の確保

- ① 被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じる。
- ② 金融当局及び関係行政機関は、これを支援する。

第26節 災害応急融資

【実施責任者：総務班・各機関】

1 農林漁業災害資金

市中金融機関、(株)日本政策金融公庫及び農林中央金庫等による貸付を行う。また、一定の条件を満たす場合、県単独制度による利子補給補助を行う。

2 中小企業復興資金

市中金融機関、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫及び県単独制度による貸付等と信用保証協会による保証を行う。

3 災害復興住宅建設資金

独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき融資を行う。

4 被災医療機関等に対する災害復旧資金

独立行政法人福祉医療機構法による貸付を行う。

5 母子・寡婦福祉資金

母子及び寡婦福祉法により償還金の支払猶予の対策を行う。

第27節 二次災害の防止

【実施責任者：建設班】

1 水害・土砂災害対策

- ① 水害・土砂災害の危険箇所の点検を専門技術者等により行う。
- ② 点検の結果危険性の高い箇所は、早期に応急対策を実施する。
- ③ 危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は、避難対策を実施する。

2 高潮・波浪等の対策

- ① 海岸保全施設の危険箇所の点検を行う。
- ② 危険性の高い箇所は、早期に応急対策を実施する。
- ③ 危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は、避難対策を実施する。

3 爆発等及び有害物質による二次災害対策

- ① 爆発物や有害物質など危険物を取り扱う施設管理者は、施設の点検、応急措置を行う。
- ② 爆発等の危険がある場合は、速やかに関係機関に連絡をするとともに、周辺住民に周知を図る。また、必要に応じて避難対策を実施する。

第28節 自発的支援の受け入れ

1 ボランティアの受け入れ

【実施責任者：総務班】

(1) 実施内容

災害対策本部が受け入れるボランティアの活動対象は、おおむね以下の業務とする。

- ① アマチュア通信無線、パソコン通信などの通信活動
- ② 避難場所などでの炊き出し、給食、給水活動
- ③ 傷病人の応急手当・看護活動
- ④ 被災した高齢者・要介護者などの生活支援活動
- ⑤ 救護物資などの配布補助活動
- ⑥ 交通規制、交通整理補助活動
- ⑦ 清掃・防疫活動
- ⑧ 被災建築物応急危険度判定活動
- ⑨ その他の救援・救護活動

2 義援金品の受付及び配分

【実施責任者：出納班】

(1) 受付

義援金の寄託者には領収書を、義援物資の寄託者には受取書を交付し、義援金は収入役名義の預金口座に預け入れる。

(2) 配分

義援金品の配分は、配分の委員会を設け、配分の方法、配分率などを決定して、被災者に対する適正かつ円滑な配分を行う。

第29節 自衛隊への派遣要請

1 災害派遣要請者

知事

第五管区海上保安本部長

高知空港事務所長

2 災害派遣命令者

陸上自衛隊第14旅団第50普通科連隊長（高知県香南市）

海上自衛隊第24航空隊司令（徳島県小松島市和田島）

海上自衛隊徳島教育航空群司令（徳島県板野郡松茂町）

3 災害派遣要請ができる範囲

- ① 被害状況の把握
 - ・車両、船舶、航空機等による偵察
- ② 避難の援助
 - ・誘導、輸送
- ③ 遭難者の捜索・救助
 - ・行方不明者、負傷者の捜索
- ④ 水防活動
 - ・堤防護岸等への土のう積みなど
- ⑤ 消防活動
 - ・消防機関と協力した消火活動
- ⑥ 道路等交通上の障害物の排除
 - ・放置すれば人命、財産の保護に影響がある障害物の除去
- ⑦ 応急医療、救護及び防疫の支援
 - ・応急医療活動等への支援
- ⑧ 通信支援
 - ・被災地災害対策本部間のバックアップ通信の支援
- ⑨ 人員・物資の緊急輸送
 - ・緊急患者、医師その他の救助活動に必要な人員及び救援物資の輸送支援
- ⑩ 炊飯及び給水等の支援
 - ・被災者に対する炊飯、給食・給水及び入浴の支援
- ⑪ 宿泊支援
 - ・被災者に対する宿泊支援
- ⑫ 危険物等の保安、除去
 - ・自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等の保安措置及び除去
- ⑬ その他
 - ・その他知事が必要と認める事項

4 災害派遣要請の手続き

町長は、災害派遣を必要と判断した場合、知事に対し派遣を要請する。この場合において、町長は、必要に応じて、その旨及び町域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

町長は、特に緊急を要し、知事に要請出来ないときには、速やかに最寄りの自衛隊に状況を連絡する。

町長の連絡は文書によるが、いとまがないときは、電信・電話等で行い、事後速やかに文書を提出する。また、県、町、自衛隊との連絡体制は、県が中心となって調整する。

－要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）等－

自衛隊は、震度5弱以上の地震発生の情報を得た場合は、自ら情報収集を行い、県等防災関係機関に伝達する。状況から、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められるときは、自主的に部隊を派遣する。この場合においても、出来る限り早急に知事と連絡を取る。

自主派遣の基準は以下のとおりである。

- ア) 災害に関する情報を関係機関に提供する必要があるとき
- イ) 直ちに救援の措置を取る必要があるとき
- ウ) 自衛隊の実施すべき救助活動が人命に関すると認められるとき
- エ) その他上記に準じ、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき

5 派遣部隊の受入体制

町長は、災害派遣が決定されたとき、派遣部隊の活動に必要な資機材や施設、連絡体制の準備など受入体制を整える。

6 派遣部隊の業務及び撤収等

(1) 派遣部隊の業務

派遣部隊は、関係機関と連携を密にし、主として人命及び財産の保護のため活動を行う。

(2) 派遣部隊の撤収

町長は、災害派遣の目的が達成されたとき又は必要がなくなったときは、速やかに知事に対して撤収要請を行う。

(3) 使用資機材の準備及び経費の負担区分

活動のための資機材、宿泊施設等の借上げ料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品費等に要する経費を負担する。

(4) 災害対策用臨時ヘリポート

町長は、あらかじめ選定した災害対策用ヘリコプターの降着場の情報を自衛隊に通知する。

第30節 災害救助法の適用

【実施責任者：総務班】

1 適用基準

- ① 町域にある住家が、全壊（焼）、流失等によって滅失した世帯数が、50 世帯以上のとき
- ② 県下の滅失住家の世帯数が、1,000 世帯以上に達した場合で、本町の滅失住家の世帯数が 25 世帯以上に達したとき
- ③ 県下の滅失住家の世帯数が、5,000 世帯以上に達した場合で、本町の世帯の住家が多数滅失したとき
- ④ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき
- ⑤ 多数の者が、生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じたとき
 - ・世帯の数の算定〔災害救助法施行令 第1条②〕

住家の滅失した世帯とは、すなわち全壊（焼）、流失等の世帯を標準にし、半壊（焼）等著しく損傷した世帯は、2 世帯をもって 1 世帯とする。

住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3 世帯をもって 1 世帯とする。

2 災害救助法の適用手続き

- ① 町域における災害の程度が、適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は、直ちにその旨を知事に報告する。
- ② 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないとき、町長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受ける。

3 救助の種類（災害救助法第 23 条）

- ① 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- ② 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 災害にかかった者の救出
- ⑥ 災害にかかった住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資金の給与又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬

4 被災状況認定基準

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

1 基本方向

- ① 迅速な現状復旧を目指すか、又は、中期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて、早急に検討を行う。
- ② 復旧、復興の基本方向を決定し、必要な場合は、これに基づき復興計画を作成する。

2 計画的復旧・復興

被災地の復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重し、計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

3 財産措置等

応急対策、復旧・復興においては、多大な費用を要することから、国等に必要な財産支援を求める。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

1 被災施設の復旧等

- ① 被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本に行いつつ、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- ② 地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から土砂災害防止対策に努める。
- ③ ライフライン、交通輸送等の関係機関については、関係機関に地区別の復旧予定時期の明示を求める。

2 災害廃棄物の処理

- ① がれきの処理処分方法を確立する。
- ② 仮置き場、最終処分地の確保に努める。
- ③ 計画的な収集、運搬及び処分を図り、円滑かつ適正な処理を行う。
- ④ 復旧、復興計画を考慮に入れ、計画的に行う。

第3節 公共施設災害復旧計画

1 災害復旧事業の種類

災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後、各施設の原形復旧にあわせて、災害の再発防止のため必要な施設の新設、改良を行う等の事業計画を速やかに樹立し、民心の安定及び経済的・社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

《災害復旧事業の種類》

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 農林水産施設災害復旧事業
- ③ 農業土木施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅災害復旧事業
- ⑤ 社会福祉施設及び児童福祉施設災害復旧事業
- ⑥ 公立文教施設災害復旧事業
- ⑦ その他の災害復旧事業

第4節 災害復旧に伴う財政援助及び助成計画

1 激甚災害に係る財政援助措置

災害が発生した場合は、速やかに公共施設の災害の実態を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるように努める。

《激甚災害にかかる財政援助措置》

- ① 公共土木施設災害復旧事業などに関する特別の財政措置
- ② 農林水産業に関する特別の助成
- ③ 中小企業に関する特別の助成
- ④ その他の財政援助及び助成

第5節 災害復旧に対する融資、資金計画

1 災害復旧に対する融資

(1) 農林水産業関係者への融資

天災融資法、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、被災農林水産業者・団体に対する以下の措置について、対象者に対する内容の周知・指導を行う。

- ① 天災融資法第2条第1項の規定に基づき、融資を行う金融機関に対し、利子補給を行う。
- ② 株式会社日本政策金融公庫法に基づき融資を行う株式会社日本政策金融公庫に対し、貸付条件緩和等の要望を図る。
- ③ 農林災害補償法に基づく農業、漁業共済団体等の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期に共済金の支払いができるよう要請する。
- ④ 漁船損害等補償法等に基づく、漁船保険組合の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期の保険金の支払いができるよう要請する。

(2) 中小企業への融資

県の担当部局と協力のうえ、対象者に対する指導・あっせんを行う。

- ① 県中小企業制度融資による、緊急融資を行う。
- ② 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の災害復旧貸付等の適用について関係機関に要請する。

(3) 災害復興建築物資金

独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興建築物融資の対象となる災害の場合、借入手続きの指導、融資希望者の家屋の被害状況調査及び被害認定を早期に実施するとともに、当該融資が円滑に実施される制度の内容について周知を図る。

2 被災者の生活の確保

(1) 更生資金の貸付

- ① 災害救助法等が適用された自然災害による被災者に対して、災害弔慰金、災害傷害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付を行う。
- ② 災害により被害を受けた低所得者の自立更生のため、生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金の貸付を行う。

3 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び町は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令等の規定に基づき、申告又は納入期限の延長、国税、地方税の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて講ずる。

第6節 復興計画

1 復興計画の進め方

(1) 復興計画等の作成

- ① 必要に応じ、国及び県の基本方針を踏まえ、復興計画の区域、目標、その他復興に関して基本となるべき事項等を定めた復興計画を定める。
- ② 復興計画の迅速、的確な作成と遂行のための体制整備（県及び町との連携、国との連携、広域調整）を行う。
- ③ 関係機関の諸事業を調整し、計画的に復興を進める。
- ④ 必要に応じ、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

(2) 災害に強いまちづくり

- ① 災害に強く、より快適な都市環境整備
 - ・住民の安全と環境保全等にも考慮した災害に強いまちづくりを実施する。
 - ・計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるように努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
 - ・被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全、安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び、地域コミュニティの拠点形成を図る。
 - ・まちづくりにあたっては、浸水の危険性の低い地域を居住地域とする等の土地利用計画の策定をできるだけ短時間で避難が可能となる避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の整備を行う。
- ② 復興のための市街地の整備改善
 - ・被災市街地復興特別措置法等を活用する。
 - ・住民の早急な生活再建の観点から、災害に強いまちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。
 - ・土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全なまちの形成及び機能の更新を図る。
- ③ 河川等の治水安全度の向上等
 - ・河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等に努める。
 - ・都市公園及び河川公園（緑地を含む）等の確保は、単にオープンスペースの確保、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するだけでなく、指定緊急避難場所として活用可能な空間、臨時ヘリポートとしての空地の活用等防災の視点からも十分検討し、その点を住民に対し十分説明し理解と協力を得るように努める。
- ④ 既存不適格建築物
 - ・防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明し、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- ⑤ 新たなまちづくりの展望等
 - ・住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、計画策定にあたっての種々の選択肢、施設情報の提供等を行う。

⑥ 石綿の飛散防止

- ・建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

⑦ 復興計画の作成

- ・復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮する。

2 被災者等の生活再建等の支援

(1) リ災証明の交付等

各種の支援措置を早期に実施するため、速やかにリ災証明を交する。

(2) 災害弔慰金の支給等

① 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付や生活福祉資金の貸付により、被災者の自立的生活再建の支援を行う。

② 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金（「基礎支援金」最高 100 万円、「加算支援金」最高 200 万円、合計で最高 300 万円）を支給することにより、その生活の再建を支援する。（被災者生活再建支援法）

③ 税及び医療費等負担の減免等

- ・税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る。
- ・災害により就労できなくなった被災者のうち、生活保護法に基づく保護の必要に至った被災者に対しては、その実態に応じ生活保護法等により自立更正を支援する。

④ 住宅確保支援策

- ・被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の整備、公営住宅等への特定入居等を行う。
- ・復興過程における被災者の住宅の確保を図るため、公営等の空家の活用や応急仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。
- ・住宅に被害を受けた被災者に対する復興のため、独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき、災害復興住宅資金の融資等を行う。

⑤ 広報連絡体制の構築

- ・被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報を行い、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。
- ・被災地域外への疎開等を行っている被災者に対しても広報に努めるなど、生活再建にあたっての広報・連絡体制を構築する。

⑥ 災害復興基金の設立等

- ・被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等きめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等の手法について検討する。

⑦ 精神保健支援対策

- ・被災者の精神的な不安を取り除くために精神保健相談所を設け、精神的支援を行う。

（３）被災者生活再建支援制度

自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する。

① 対象となる自然災害

- ア) 災害救助法施行令第1条第1項又は第2項に該当する被害が発生した市町村
- イ) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村
- ウ) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県
- エ) ア) 又はイ) の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）。
- オ) ア) ～ウ) の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）。

② 対象となる被災世帯

- ・住宅が「全壊」した世帯
- ・住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ・災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

③ 支援金の支給額

支援金は、以下2つの支援金の合計額となる。（ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

- ・住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- ・住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

④ 支援金の支給申請

申請窓口は町

- ・申請時の添付書類

基礎支援金：り災証明書、住民票等

加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

- ・申請期間

基礎支援金：災害発生時から13ヶ月以内

加算支援金：災害発生時から37ヶ月以内

⑤ 基金と国の補助

- ・国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給
- ・基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助

第5章 その他大規模事故等対策

第1節 大規模な火災災害対策

大規模な火災の防止のため、県、町等の防災関係機関は、市街地の整備等火災に強いまちづくりや防火管理の徹底等火災予防の充実強化を図る。

1 火災災害の予防

(1) 火災に強いまちづくり

火災による被害を防止、軽減するため火災に強いまちづくりを行う。そのため、市街地の整備、防災空間の整備及び建築物の不燃化を推進する。

(2) 建築物の火災予防

建築物の出火防止及び初期消火の徹底を図る。

(3) 防火思想の普及啓発

住民、事業者に対し、全国火災予防週間、防災週間、建築物防災週間等の中で、幅広く防火思想の普及啓発等を行うとともに、地域において防災訓練等を実施し、避難の方法や基本的な防火用資機材の操作方法等の習熟を図る。

(4) 消防力の強化

消防団、自主防災組織の育成に努め、地域防災力の向上に努める。

(5) 火災気象通報

県から火災気象通報の伝達を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。また、防災行政無線や広報車等を活用して、住民に対し、警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、条例で定める火の使用制限に従うよう火災警報の発令を広報する。

◇火災気象通報の基準

- ・実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%を下回り、最大風速 7m/s をこえる見込みのとき
- ・平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨、降雪中は通報しないこともある。）

2 火事災害の応急対策

(1) 情報の収集と伝達

火災の発生状況や被災状況等の情報収集に努め県へ報告する。

(2) 消火活動

- ① 火災の災害状況に応じ応急措置を実施し、地元の消防団及び、中芸消防署、県警察等と連携した消火作業及び防御活動に努める。
- ② 火災が拡大し単独での消火が、困難な時には他の市町村の応援の要請及び、県消防防災ヘリコプターによる空中消火を要請するものとする。
 - ・ 県への空中消火への要請
 - ・ 他の市町村への応援要請
 - ・ 消防庁長官への応援要請

第2節 林野火災対策

町、県及び四国森林管理局は、森林所有者や地域の林業関係団体と連携して、必要な林野火災の予防対策を講じる。

1 林野火災予防対策

(1) 予防対策

住民の林野火災予防意識の啓発

(2) 火災気象通報

知事から火災気象通報の伝達を受けたとき、又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。防災行政無線や広報車等を活用して、住民に対し、警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、条例で定める火の使用制限に従うよう火災警報の発令を広報する。

◇火災気象通報の基準

- ・実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%を下回り、最大風速 7m/s をこえる見込みのとき
- ・平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨、降雪中は通報しないこともある。）

2 林野火災応急対策

(1) 情報の収集と伝達

火災の発生状況や被災状況等の情報収集に努め、県へ報告する。

(2) 消火活動

- ① 火災の災害状況に応じ応急措置を実施し、地元の消防団及び、中芸消防署、県警察等と連携した消火作業及び防御活動に努める。
- ② 火災が拡大し単独での消火が、困難な時には他の市町村の応援の要請及び、県消防防災ヘリコプターによる空中消火を要請する。
 - ・県への空中消火への要請
 - ・他の市町村への応援要請
 - ・消防庁長官への応援要請

(3) 二次災害の防止活動等

① 点検の実施

林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、降雨に伴う土砂災害等の防止策として、土砂災害等の危険個所の点検等を行う。

② 防災対策の実施

点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、付近住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制を整備し、砂防設備、治山設備等の整備を行う。

第3節 重大事故発生時の対策

突発的な重大事故に対応するため、各機関のとるべき基本的な措置をあらかじめ定め、事故発生時には状況に応じ、各機関が役割を果たすものとする。

1 重大事故発生時の町及び関係機関の措置

機関名	重大事故発生時の措置
町	○現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置 ○死傷者の捜索、救出、搬出 ○災害現場の警戒 ○関係機関の実施する搬送等の調整 ○日本赤十字社高知県支部地区長又は分区長に対する協力要請 ○遺体の処理（遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理） ○身元不明遺体の処理
県	○消防防災ヘリコプターによる状況調査、救助活動 ○救急医療についての総合調整 ○救助、救急医療、死傷者の収容処理 ○医療及び遺体の処理に要する資機材の調達 ○公立医療機関に対する出動要請 ○日本赤十字社高知県支部に対する出動要請 ○医師会及び歯科医師会に対する協力要請 ○薬剤師会に対する医薬品の供給及び薬剤師の派遣要請
消防機関	○災害現場での人命検索活動 ○災害現場での救出活動 ○負傷者等への応急措置活動 ○現地医療班又は医療機関への負傷者等の搬送活動 ○その他住民の生命・身体の保護に関する活動
県警察	○被害情報の収集及び伝達 ○救出・救護及び行方不明者の捜索 ○避難誘導 ○被害拡大防止 ○緊急交通路確保等の交通規制 ○遺体等の検索、収容及び身元不明遺体の身元調査 ○遺体の検視 ○広報活動 ○その他必要な警察活動
高知海上保安部	○海上災害に関する警報等の伝達・警戒 ○海上における人命救助 ○海上における流出油事故に関する防除措置 ○船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 ○海上治安の維持
自衛隊	○死傷者の救出及び搬送等の支援 ○救護班、救助物資等の輸送支援
医療機関	○医療の実施 ○傷病者に対する看護

日本赤十字社高知県支部	○現地医療の実施 ○傷病者に対する看護 ○輸血用血液の確保
医師会・歯科医師会	○医療施設の確保 ○所属医師の派遣
薬剤師会	○医薬品の供給及び薬剤師の派遣
西日本電信電話（株）	○緊急臨時電話の架設
四国電力（株）	○照明灯等の設置

※この表に記載のない指定地方行政機関等の実施する措置については、各機関の業務計画等による。

2 災害対策本部の設置

災害の規模が大きく、町長がその必要を認めるときに、災害対策本部を設置する。また、本部長の判断により、必要に応じ現地災害対策本部を設置する。

第4節 道路災害対策

道路構造物の被災等による大規模事故又は重大な交通事故による災害に対して、道路管理者、県、町及びその他の防災関係機関が行う予防対策及び応急対策について定める。

1 道路災害予防対策

- ① 道路交通の安全確保のため情報収集及び連絡体制の整備を図り、道路利用者にも道路施設の異常に関する情報を的確、迅速に提供するように努める。
- ② 道路における災害を予防するため、道路施設の点検を通じ、道路施設の現況の把握に努めるものとする。
- ③ 道路利用者に対し、県、県警察、国土交通省等と、道路施設の異常に関する情報を迅速に提供するための体制整備を図る。

2 道路災害応急対策

- ① 災害現場における応急医療施設及び収容施設等を設置する。
- ② 死傷者の捜索、救出、搬出を関連機関と連携して直ちに行う。
- ③ 災害現場の警戒に関連機関と連携して当たる。
- ④ 日本赤十字社高知県支部への出動要請を行う。

第5節 海上災害（人身事故）対策

海上における船舶の衝突、転覆や火災等の海難事故の発生による多数の遭難者等の発生に対する予防対策と応急対策について定める。

1 海上災害予防対策

- ① 海上での船舶火災、遭難者救出等について、消防用の機材、救助、救急資材の整備に協力するものとし、平時から関係機関との連携を図り、消防活動の充実・強化に努める。

2 海上災害応急対策

- ① 沿岸海域を中心とする捜索活動及び救助・救急活動を行う。
- ② 負傷者の医療、救護措置を行う。
- ③ 県に対する医師等の派遣要請を行う。
- ④ 海上保安部の指導のもと消化活動を行う。
- ⑤ 県内の他の消防機関の応援要請を行う。
- ⑥ 自衛隊の災害派遣要請の県への要求を行う。

第6節 海上における排出油等防除対策

海上における海難事故の発生に伴う船舶からの油などの危険物の大量流出等による著しい海洋汚染等に対する予防対策と応急対策について定める。

1 予防対策

- ① 「高知県流出油災害対策協議会」の活動のもと、連携を図り協力する。
- ② 流出油事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、最寄の海上保安部署に連絡する。
- ③ 流出油防除用資機材（オイルフェンス・油処理剤・油吸着マット等）の整備が必要とされる。
- ④ 「高知県流出油災害対策協議会」や海上災害防止センターの開催する研修会の活用により、専門的な知識の習得を推進する。

2 応急対策

- ① 流出油事故が発生した場合は、最寄の海上保安部に連絡する。
- ② 「高知県流出油災害対策協議会」の活動のもと、連携を図り協力する。
- ③ 流出油防除用資機材（オイルフェンス・油処理剤・油吸着マット等）による油の拡散を防ぐ。
- ④ ボランティア活動のための拠点の提供や必要な資機材の貸し出しを行う。
- ⑤ 現場作業者の健康管理
 - ・漂着油の回収作業を行う場合の、健康管理上の注意事項を回収作業従事者に周知を図る。
 - ・必要に応じ、現場作業者の健康相談を実施する等の対策を講じる。

第7節 陸上における排出油等防除対策

陸上における事故により、施設や車両等からの危険物の大量流出等による著しい汚染等に対する予防対策と応急対策について定める。

1 予防対策

(1) 情報の収集・伝達

陸上において流出油災害の発生の情報を受けたら、被害を最小限にするため、消防団・中芸消防署などと協議、情報の収集、伝達を的確・迅速に図る。

(2) 関係機関等との連携について

危険物等保管施設の状況把握及び防除活動に必要な資機材等の把握に努め、各関連機関等との応急対策計画を推進し、各関連機関等に流出油防除資機材（オイルフェンス・油処理剤・油吸着マット等）の整備を推進する。

2 応急対策

(1) 情報の収集・伝達

陸上においての流出油災害の発生の情報を受けたら、被害を最少限にするため、消防団、中芸消防署などと協議、情報の収集、伝達を的確、迅速に図る。

(2) 防除活動

事故原因者及び消防機関等の関連機関は、流出油の拡散防止、回収及び中和処理、火災の防止等の措置に努める。また、流出した油が海上に達したとき又はそのおそれがある場合は、高知海上保安部に通報し、連携して対策を講じるものとする。

(3) 住民の安全確保

流出した油により、住民の生命及び保健衛生上に危害が生じたとき、又はそのおそれがあるときは、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の応急対策を実施する。

第8節 危険物等災害対策

1 危険物災害予防対策・応急対策

危険物による災害の発生を防止するために、関係機関と連携して保安体制の強化や、施設の適正な維持管理等を図るとともに、保安教育及び訓練の徹底等を図る。また、災害発生時の応急対策について定める。

(1) 規制

- ① 危険物施設に対する立入検査及び保安検査を実施し、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- ② 危険物施設内の危険物取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格をもった者の立ち会いを徹底させる。

(2) 指導

- ① 予防規程の策定を指導する。
- ② 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- ③ 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- ④ 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

(3) 自主保安体制の確立

- ① 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。
- ② 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。
- ③ 危険物に応じた消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄について指導する。
- ④ 緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線その他の方法による緊急連絡体制の整備、手段の確保を指導する。

(4) 啓発

危険物の取り扱い作業に従事する危険物取扱者の有資格者に対し、取り扱い作業の保安に関する講習会、研修会を実施し、危険物取扱者の資質の向上、保安意識の高揚に努める。

(5) 危険物災害応急対策

- ① 関係機関と密接な連携を図り、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を行う。
- ② 施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため自衛消防隊組織による災害状況把握と安全措置を指導するとともに、消火、救出、医療・救護活動、警戒区域の設定、避難、広報等の必要な応急対策を実施する。

2 住民の安全確保のための体制整備

- ① 防災関係機関は、事業者や住民と連携して、危険物等災害に対し安全を確保するための体制整備に努める。
- ② 地域の防災的見地から危険物等災害にかかる調査を行い、危険物の防除方法や災害発生時にとるべき行動などの防災知識を地域の住民に普及する。

第9節 その他の事故災害対策

1 健康危機

- ① 食中毒や感染症、飲料水、有害物質等による健康被害の発生により県民の健康被害が発生した場合は、「高知県健康危機管理マニュアル」により対策を行う。
- ② 健康被害の規模が大きく、町長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置し、総合的な応急対策を実施する。

2 その他の原因による事故災害

予期しない原因による大きな被害が発生し、町長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置し、総合的な応急対策を実施する。